

正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 27 年 12 月 4 日(木)13:00～

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階第3研修室

開 会

1 理事長挨拶

2 議題

- (1)平成27年度保育園利用者相談室第2回研修会の開催について
- (2)平成27年度保育所食育研修会の開催について
- (3)保育の日前夜祭について
- (4)第57回関東ブロック保育研究大会について
- (5)その他

3 報告事項

- (1)全保協情報
- (2)部会からの報告
- (3)地域からの報告
- (4)その他

閉 会

12月企画運営委員会次第

日 時 平成27年12月4日(金)14:30～
場 所 神奈川県社会福祉会館2階第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1)平成27年度保育園利用者相談室第2回研修会の開催について
 - (2)平成27年度保育所食育研修会の開催について
 - (3)保育の日前夜祭について
 - (4)第57回関東ブロック保育研究大会について
 - (5)その他
- 4 報告事項
 - (1)全保協情報 15-18,15-19,15-20
 - (2)部会からの報告
 - (3)地域からの報告
 - (4)その他

閉 会

※1月企画運営委員会(予定)

平成28年1月14日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館2階第2会議室

平成27年度第2回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成28年2月1日(月)
13時30分から16時30分まで

3 会場 「神奈川県民ホール6階大会議室」
横浜市中区山下町3-1 Tel 045-662-5901
・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩6分
・JR・市営地下鉄「関内」駅から徒歩15分

4 研修内容及び助言者

(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。
その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員

| | |
|----------|-------------------|
| 小林 育子 先生 | 元田園調布学園大学副学長 |
| 草光 純二 先生 | 社会福祉法人幸保園理事長 |
| 祖父江照男 先生 | 神奈川県民生委員児童委員協議会理事 |
| 宮田 丈乃 先生 | 神奈川県保育会副理事長 |
| 小川 晃 先生 | 社会福祉法人松林保育園理事長 |

(3) タイムスケジュール(予定)

13:00 受付
13:30 主催者挨拶、オリエンテーション
13:40 開会・グループ討議
15:00 休憩
15:10 グループ発表
16:00 総評とまとめ
16:30 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対 象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は有料
(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定 員 120名程度

- 6 申込方法 平成28年1月15日(金)までに別紙申込書により、Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書(28.2.1)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

| 職 名 | 氏 名 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

平成27年度食育研修会開催要領

1 目的 アレルギーのある子どもの入所が増えています、食物アレルギーの基礎知識の理解を深め、新しい情報を正確に知る必要があります。子ども達に健康で安心できる生活が送れるように管理栄養士として多くの子ども達と接している先生から支援の仕方を学びます。

2 日時 平成28年2月9日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
受付午後1時00分～

3 会場 神奈川県民ホール 6階 大会議室
横浜市中区山下町3-1 TEL045-662-5901
・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩6分
・JR・市営地下鉄「関内」駅徒歩15分

4 対象 会員保育所勤務の調理担当、栄養士、園長等

5 定員 ①150名

6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。

(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 ^{はぎわら けいぞう} 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 ①平成28年1月15日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

| | 研 修 内 容 |
|-------|--|
| 13:30 | 開会・主催者あいさつ |
| | 「食物アレルギーの栄養指導の手引に基づく保育所の役割と正しい支援について」 独立行政法人国立病院機構 相模原病院臨床研究センター 管理栄養士 林 典子氏 |
| 16:30 | 質疑・応答 |
| | 閉 会 |

平成27年11月13日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成27年度保育所食育研修会の開催について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成28年1月15日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

また、アレルギーに関し当日先生に質問したい事項がありましたら、併せて下記に記入してください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成27年度保育所食育研修会

市・町・村 _____ 月 _____ 日

| | | | |
|------|--|----|--|
| 保育園名 | | 電話 | |
| 参加者名 | | 職名 | |
| 参加費 | <input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替) | | |
| 実施日 | 2月9日(火) | | |
| 質問事項 | | | |

平成27年度各種受賞者名簿

12月4日(金)

敬称略

| 区分 | 市町村 | 所 属 | 氏 名 |
|---|------|----------|--------|
| 1 県 保 育 賞 | 横須賀市 | 長岡保育園 | 惣田 緑 |
| | 三浦市 | 上宮田小羊保育園 | 戸倉 恵子 |
| | 横須賀市 | 和順保育園 | 本間 洋子 |
| 4 叙 勲 | 小田原市 | 上府中保育園 | 都築 融光 |
| 5 | 綾瀬市 | おとぎ保育園 | 森下 芙玖江 |
| 6 厚 生 労 働 大 臣 表 彰 | 南足柄市 | 華綾保育園 | 中村 麗子 |
| | 三浦市 | 上宮田小羊保育園 | 廣瀬 牧実 |
| 8 県 民 功 労 者 表 彰 | 藤沢市 | 二葉保育園 | 金野 直美 |
| 9 社 会 福 祉 関 係 者 等 表 彰 | 伊勢原市 | 大原保育園 | 萩原 敬三 |

社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずること。

第二 社会福祉法の一部改正

一 社会福祉法人の福祉サービスを提供するに当たつての責務

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならないものとする。こと。（第二十四条第二項関係）

二 社会福祉法人の経営組織の見直し

1 評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人の権限に関する規定の整備を行うこと。（第三十六条から第四十五条の二十二

まで関係)

2 社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要事項の決議を行うものとする。 (第三十六条第一項、第四十三条第一項、第四十五条の八等関係)

3 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないものとする。 (第三十七条関係)

4 清算に関する規定の整備を行うこと。 (第四十六条の三から第四十七条の七まで関係)

5 合併に関する規定の整備を行うこと。 (第四十八条から第五十五条まで関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

三 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

1 何人も閲覧の請求ができることとする等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び閲覧等に係る規定を整備すること。 (第五十九条の二等関係)

2 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないものと

すること。（第五十九条の二第一項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

四 社会福祉法人の財務規律の強化

1 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととする。

（第二十六条の二等関係）

2 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないものとする。（第四十五条の三十五第一項及び第五十九条の二第一項関係）

3 毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする。（第五十五条の二第一項関係）

4 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、社会福祉事業等、地域公益事業（公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。）、その他の公益事業の順に検討し

、記載しなければならないものとする。 (第五十五条の二第四項関係)

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならないものとする。 (第五十五条の二第五項及び第六項関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 行政の関与

1 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるものとする。 (第五十六条第四項関係)

2 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。 (第五十九条の二第二項及び第五項関係)

3 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及

び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないものとする。 (第五十九条の三関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

六 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正

社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下「社会福祉事業等」という。）に従事する者の確保等に関する基本指針に改めること。 (第八十九条関係)

七 離職した介護福祉士等の届出

社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないものとする。 (第九十五条の三関係)

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

一 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し

障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外すること。（第二条第一項から第三項まで及び第十八条関係）

二 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定

退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずること。（第八条及び第九条並びに附則第三項及び第四項関係）

三 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し

被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内とすること。（第十一条第八項関係）

第四 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

平成二十八年度から平成三十年年度までに、高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとする。（附則第二条関係）

第五 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

一 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定の施行の延期

大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士の養成施設」という。）において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものと等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める規定の施行期日を、平成二十八年四月一日から平成二十九年四月一日に変更すること。（附則第一条関係）

二 介護福祉士の資格取得に関する特例

1 平成二十九年年度から平成三十三年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。（附則第六条の二第一項関係）

2 1の者が受けた介護福祉士の登録は、その者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、効力を失うものとする。（附則第六条の二第二項関係）

3 1の者が、卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から継続して五年間介護等の業務に従事し

た場合には、五年間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有するものとする。 (附則第六条の三関係)

4 1の者が、育児休業等をした場合には、1から3までの適用については、五年間に限り育児休業等をした期間を考慮するものとする。 (附則第六条の四関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第六 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正

第五の二による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成二十八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすること。 (附則第十三条第九項から第十一项まで関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。 (附則第一条関係)

1 第五及び第六 公布の日

2 第二の一、三、四（1に限る。）、五（2を除く。）及び六、第三並びに第四 平成二十八年四月一日

二 検討

1 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後の各法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第三十五条第一項 関係）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置（保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第三十五条第二項 関係）

三 経過措置等

1 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすること。（附則第十条関係）

2 第三の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めること。（附則第二十六条から第二十九条まで関係）

3 1及び2のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化**
 - 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人については評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等
- (2) 事業運営の透明性の向上**
 - 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等
- (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)**
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
 - 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
 - ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
 - 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務**
 - 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- (5) 行政の関与の在り方**
 - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大**
 - 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）
- (2) 福祉人材センターの機能強化**
 - 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等**
 - 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけた国家試験の義務付けを漸進的に導入等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し**
 - 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものと見直し
 - 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日）

1. 社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備

○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備

○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

○ 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金

③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備

○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2. 福祉人材確保の促進

○ 福祉人材の量的・質的確保対策を総合的に推進するため、予算や介護報酬での対応と併せて、社会福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉施設職員等退職手当共済法等を改正し、制度的基盤を整備する。

1. 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 介護人材確保は喫緊かつ重要な政策課題であることから、福祉人材確保指針の対象範囲を拡大する

○ 福祉人材確保指針の対象範囲を介護保険サービス全般に拡大

- ・社会福祉事業従業者「から」社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従業者「まで」拡大
- ※福祉人材センター等の事業の対象範囲について同様の見直し

2. 福祉人材センターの機能強化

- 地域における介護人材確保対策の基盤である都道府県福祉人材センターの機能強化を図る

○ 福祉人材センターにおける支援体制の強化

- ・業務委託によるサテライト展開推進 ・ハローワークとの連携強化等
- 離職した介護福祉士の届出制度を創設し、再就業を促進
- ・離職者情報の把握や情報提供等により、円滑な職場復帰を支援

3. 介護福祉士の国家資格取得方法見直しによる資質の向上等

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上を図る
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間でかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入

○ 他産業からの参入促進を図る観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等

- ※地域の教育機会確保のため、カリキュラムが軽減されている特別高校を時限的に活用

4. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 社会福祉施設職員等の定着を促進するための見直し
- 障害者支援施設等について他の事業主体とのイコールフットイングの観点からの公費助成の見直し

○ 長期加入者に配慮した支給乗率への見直し

○ 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に見直し(現在は2年以内)

○ 障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いは見直し

- ※保育所については、更に検討し、平成29年度までに結論

參考資料

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜現行＞

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜見直し後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
・ 定款の変更
・ 理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置

- (決議事項)
・ 定款の変更
・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
・ 理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

| | 現行 | | 見直し案 | | 公益財団法人 | | 規制改革 実施計画 | |
|--|------------|-----------|------------|----------|------------|-----------|---------------|--|
| | 備置き・ 閲覧 | 公表 | 備置き・ 閲覧 | 公表 | 備置き・ 閲覧 | 公告・ 公表 | 公表 | |
| 事業報告書 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | |
| 財産目録 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | |
| 貸借対照表 | ○ | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (通知で措置済) | |
| 収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書) | ○ | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (通知で措置済) | |
| 監事の意見を記載した書類 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | |
| 現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 親族等との取引状況を含む。) | — | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | |
| 役員区分ごとの報酬総額 | — | — | ○ (※) | ○ (※) | ○ | — | ○ | |
| 定款 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | — | |
| 役員報酬基準 | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 事業計画書 | — | — | ○ | — | ○ | — | — | |

(※) 現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

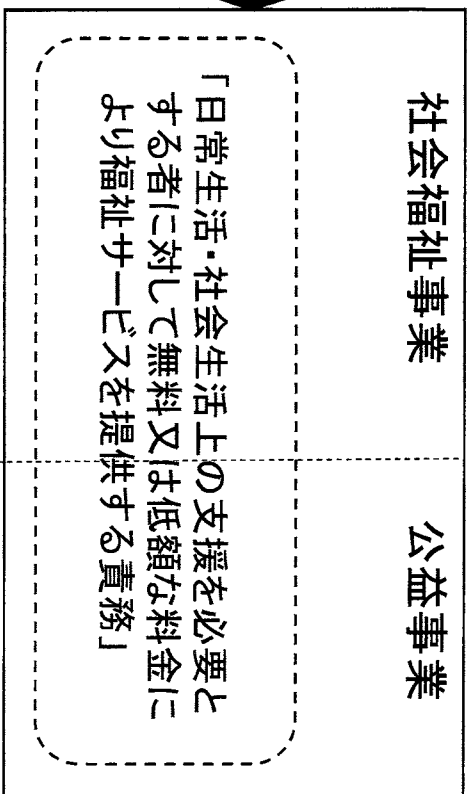
利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業



利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表

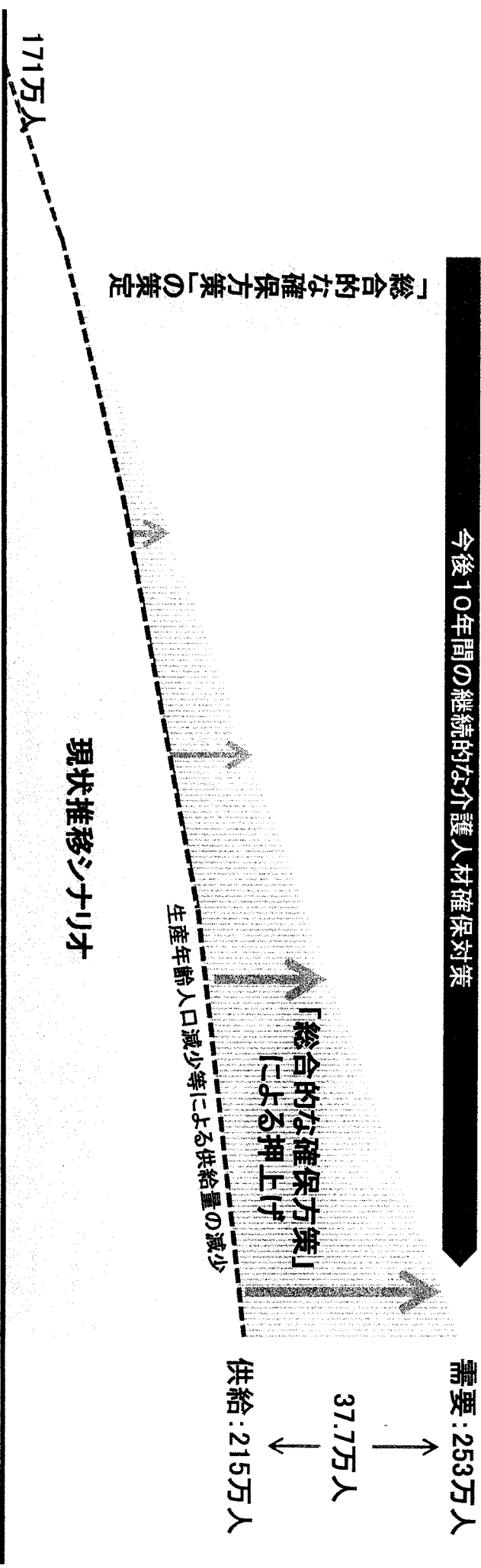


2025年に向けた介護人材にかかる需給推計

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（需要約253万人、供給約215万人）
- 都道府県においては、第6期介護保険事業支援計画に需給推計結果に基づく需給ギャップを埋める方策を位置付け、2025（平成37）年に向けた取組を実施。
- 国においては、今次常会に提出中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」による制度的対応や、都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する具体的な取組などを含めた施策の全体像（「総合的な確保方策」）を取りまとめ、2025（平成37）年に向けた取組を総合的・計画的に推進。
- 3年1期の介護保険事業計画と併せたPDCAサイクルを確立し、必要に応じて施策を充実・改善。

介護人材にかかる需給推計結果と「総合的な確保方策」(イメージ)

今後10年間の継続的な介護人材確保対策



2013年度
(H25年度)

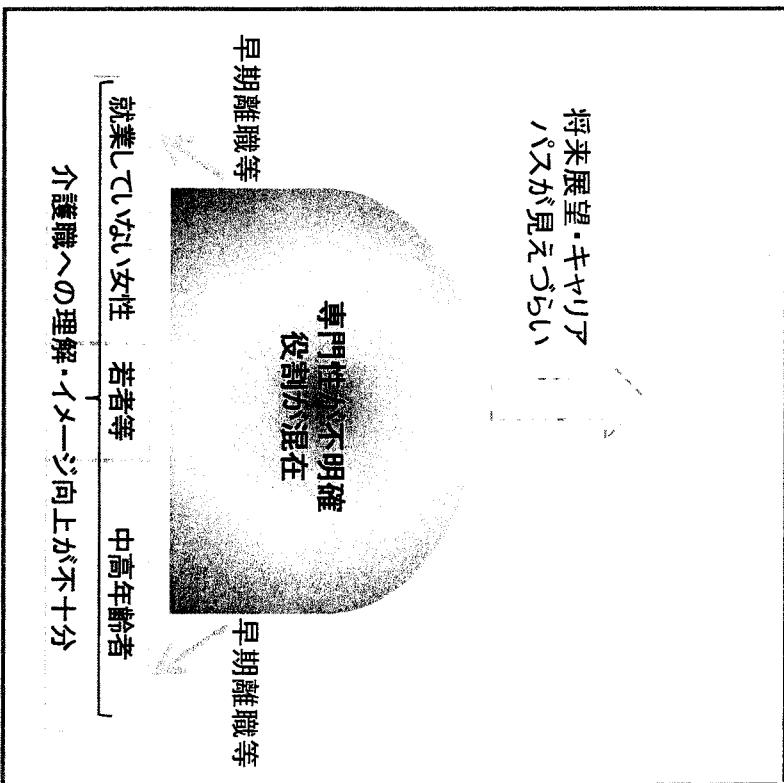
2015年度
(H27年度)

2025年度
(H37年度)

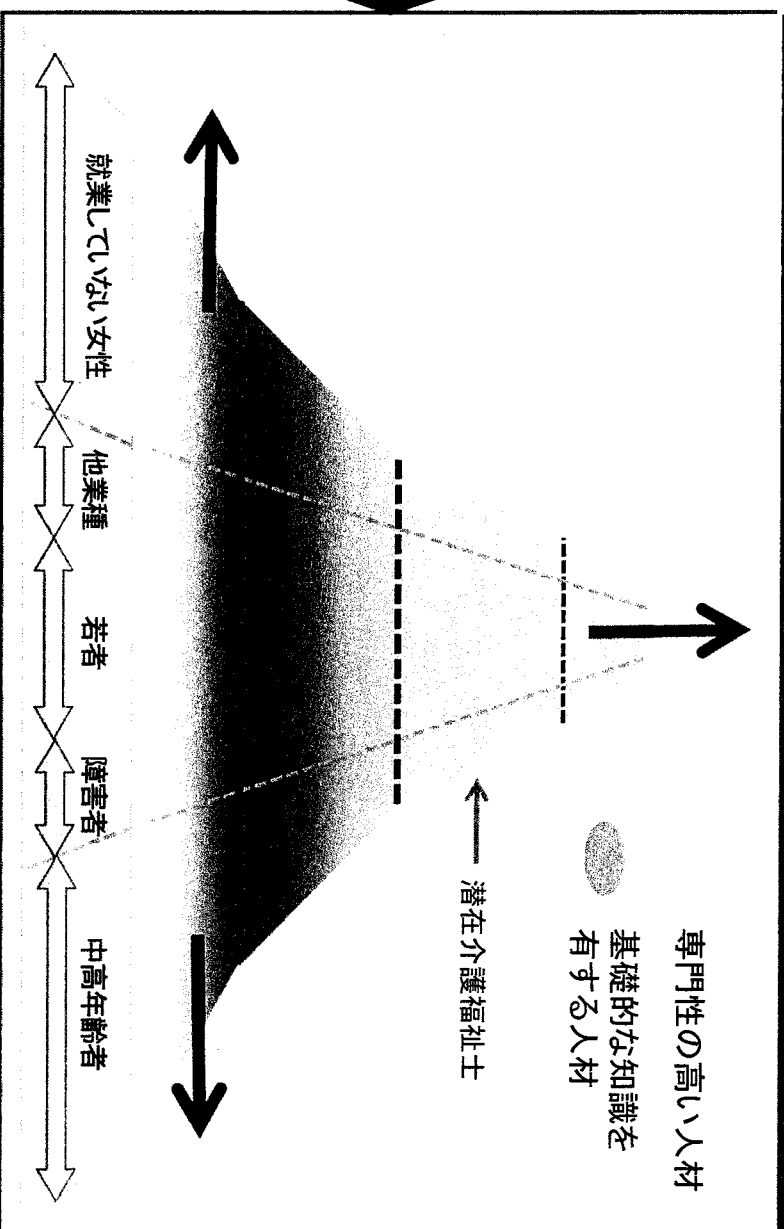
注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
 注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)
 注3) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。)

「総合的な確保方策」の目指す姿

現状



目指すべき姿



転換

参入促進

1. すそ野を広げる

労働環境・処遇の改善

2. 道を作る

資質の向上

3. 長く歩み続ける

4. 山を高くする

5. 標高を定める

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

いったん介護の仕事についての定着促進を図る

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

「総合的な確保方策」の主要施策

目指すべき姿

主要施策

参入促進

1. すそ野を広げる
～多様な人材の参入促進を図る～

- ・介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ
 - ・高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化
 - ・中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進
 - ・他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用
 - ・福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携等)
- 【予算】
【予算】
【法令】
【法令】
【法令】

2. 道を作る
～キャリアパスを構築する～

- ・資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化等)
 - ・離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化
 - ・介護人材のキャリアパスシステム整備の推進
 - ・代替職員の確保等による研修機会の確保
- 【法令】
【法令】
【報酬】
【報酬】
【予算】

労働環境・処遇の改善

3. 長く歩み続ける
～定着促進を図る～

- ・介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善
 - ・人材育成に取り組む事業所の認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進
 - ・エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止
 - ・事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援
 - ・雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用等)
 - ・社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進
- 【報酬】
【予算】
【予算】
【予算】
【予算】
【法令】

4. 山を高くする
～継続的な質の向上を促す～

- ・介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上
 - ・介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価
 - ・マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援
- 【法令】
【報酬】
【予算】

5. 標高を定める
～人材の機能分化を進める～

- ・限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成の在り方を検討
 - ・介護福祉士養成カリキュラムの改正等
 - ・未経験者等に対する入門的な研修等の構築
- (検討)
(検討)
(検討)

資質の向上

国・地域の基盤整備

- ・国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大
- ・地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設

【法令】
【予算】

福祉人材センターの機能強化等

- 都道府県福祉人材センターが中心となり、地域における介護福祉士をはじめとした福祉・介護人材確保を推進する
- ① 福祉人材センターの機能強化により、総合的な福祉・介護人材の確保を推進
- ② 地域における福祉・介護人材の支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等を整備
- ③ 潜在介護福祉士の届出制度を設け、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的支援を推進

※福祉人材センターとは、社会福祉法に基づき、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介等を実施する指定法人

① 福祉人材センターの機能強化

(福祉人材センターの支援対象の拡充)

- 介護老人保健施設等、社会福祉事業以外に従事する介護人材も福祉人材センターの支援対象とし、総合的な福祉・介護人材確保対策を推進

② 地域における支援体制の強化

(ハローワーク等との連携強化)

- 地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有を促進

(サテライト展開の推進)

- 福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進

(センター職員の守秘義務の整備)

- 離職した介護福祉士の届出制度や委託制度による支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備

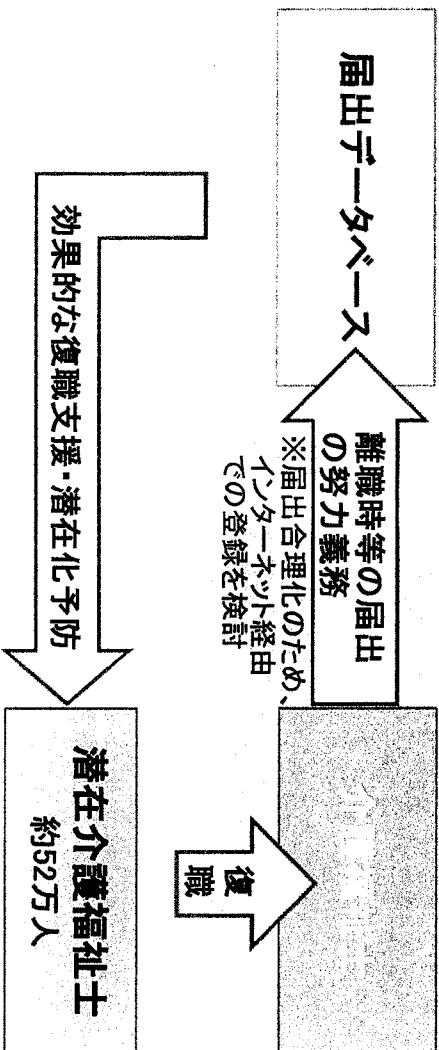
③ 離職した介護福祉士の届出制度の創設

(離職した介護福祉士の届出制度の創設)

- 介護現場の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち約4割の者は介護に就事していない(平成25年10月現在)。このため、離職者情報の把握や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護福祉士の再就業を促進

福祉人材センター
(離職者の把握)

介護施設・事業所等
(離職時の届出支援)



- メールによる情報提供等、求職者になる前から福祉・介護とのつながりを確保
- 一定期間、現場から離れていた者の不安感を払拭し、再就業が円滑に進むよう知識・技術の再修得研修や職場体験の実施

介護福祉士資格取得方法の一元化に向けた経緯について

- 平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護人材の資質向上を図る観点から、資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験義務付けを行う（平成24年度施行））
- 平成23年に、新たな教育内容（喀痰吸引等）を踏まえ、一部の施行日を3年間延期（平成24年度→27年度施行へ）
- 平成26年、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、「医療・介護総合確保推進法」により、介護福祉士資格取得方法の一元化の延期（平成28年度施行へ）、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定

■は、施行済み

□は、未施行（現行法では、平成28年4月施行予定）

| | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|
| | <p>実務経験ルート</p> <p>3年以上の介護等の実務に関する実務経験を初任後に、国家試験に合格して資格を得する方法</p> | <p>養成施設ルート</p> <p>都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等に在籍し、必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法</p> | <p>福祉系高校ルート</p> <p>文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法 平成25年度までの特別高等学卒等（通信課程含む）に入学した者を含む</p> |
| <p>教育プロセス</p> <p>〔実務経験研修〕</p> | <p>実務経験 3年以上 + 実務者研修 (6月以上/450時間)</p> | <p>履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)</p> | <p>履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,900時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算</p> |
| <p>国家試験</p> | <p>国家試験</p> | <p>国家試験</p> | <p>国家試験</p> |

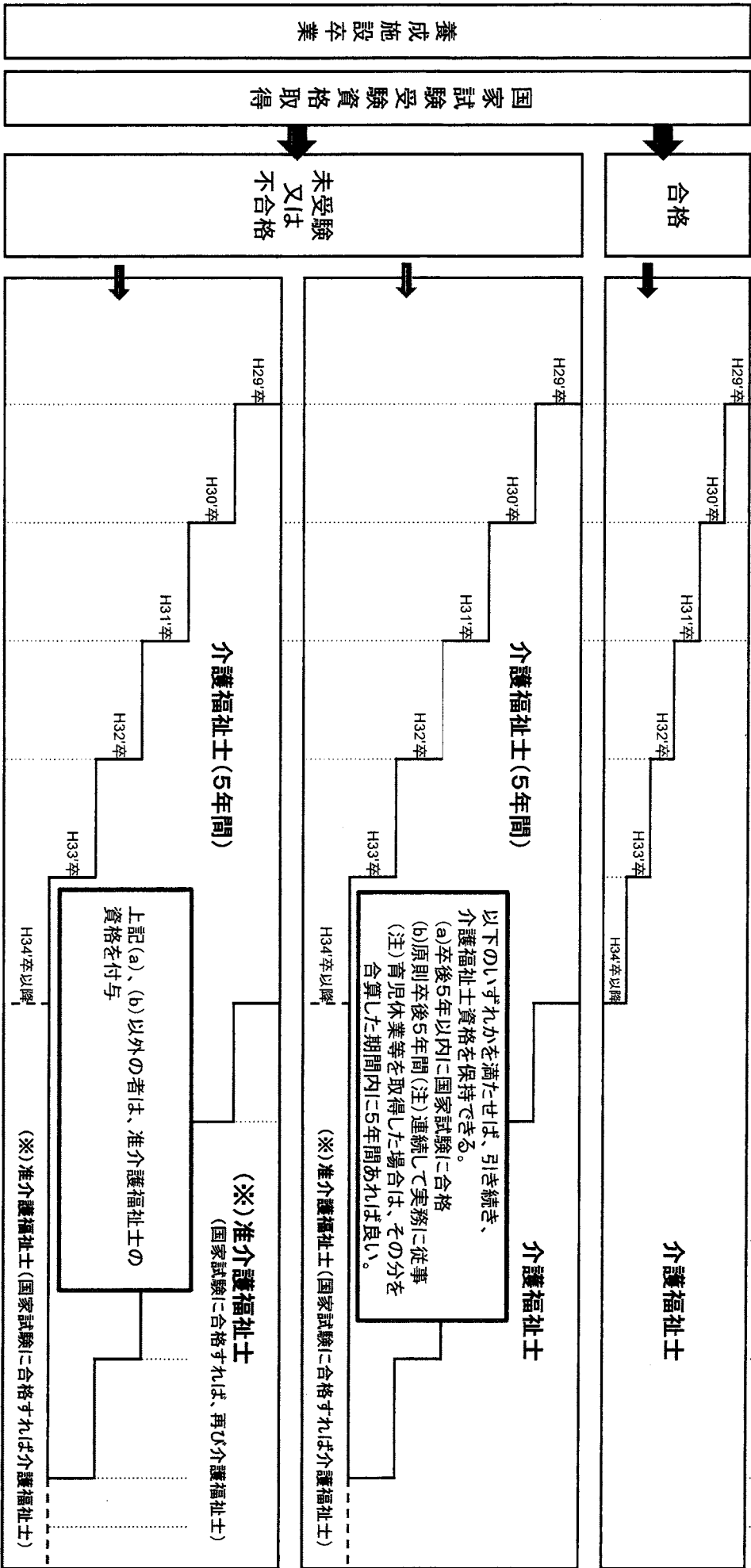
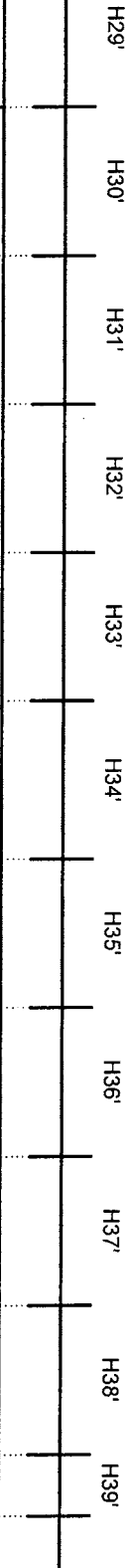
【参考】資格取得者数

| | | | |
|--------|---------|---------|------------------|
| 累計 | 約88.1万人 | 約30.3万人 | 内訳無し(実務経験ルートを含む) |
| 平成25年度 | 約8.7万人 | 約1.1万人 | (約0.4万人) |

注1)累計資格取得者数は、平成25年9月末時点の登録者数である。
 注2)平成25年度の資格取得者数は、平成24年9月末から平成25年9月末までの登録者の増加数である。
 注3)福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、平成25年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることがされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

実務者研修の円滑な実施について

○ 受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行ってきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。
 ※既に、平成26年1月1日現在、5,879人の者が実務者研修を修了、10,367人の者が実務者養成施設に在籍。

【平成19年改正】

○ 実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付け

【平成23年改正～】(28年度より実施)

○ 実務者研修の負担軽減

- ① 受講時間の短縮(600 → 450時間へ)、② 既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③ 通信課程の活用 等
- 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)
 (受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

【H19改正】

【H23改正】

【今後】

○ より一層受講・受験しやすい環境整備を図る

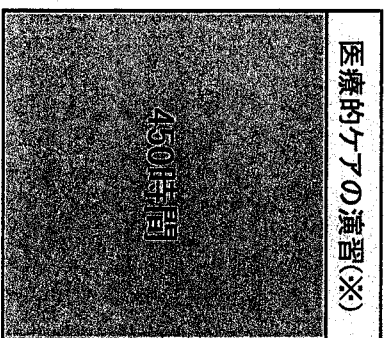
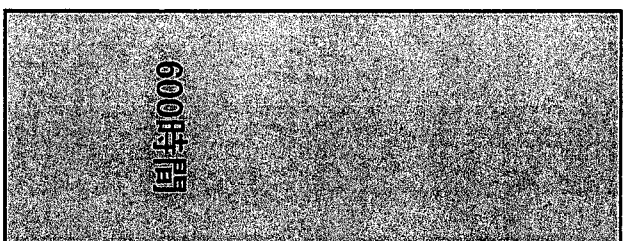
制度見直し
(負担軽減)

- ① 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ② 通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間(約86%)は通信での習得が可能
 ・H26.4現在、実務者研修の総定員数約11.4万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割)

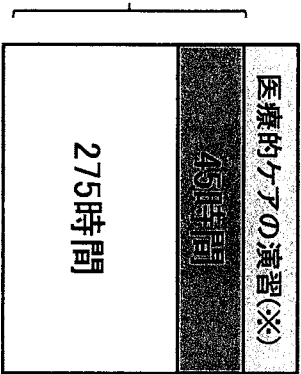
環境整備

・業務と両立して資格取得できるよう、数年かけて国家試験の科目別に合格を認定する仕組み(いわゆる「単位制」等)の導入を検討

・受験希望者の利便性のため、受講歴に基づき、実務者研修の受講期間を柔軟化
 (平成28年度から)【省令】



① 320時間



(一般的な姿)



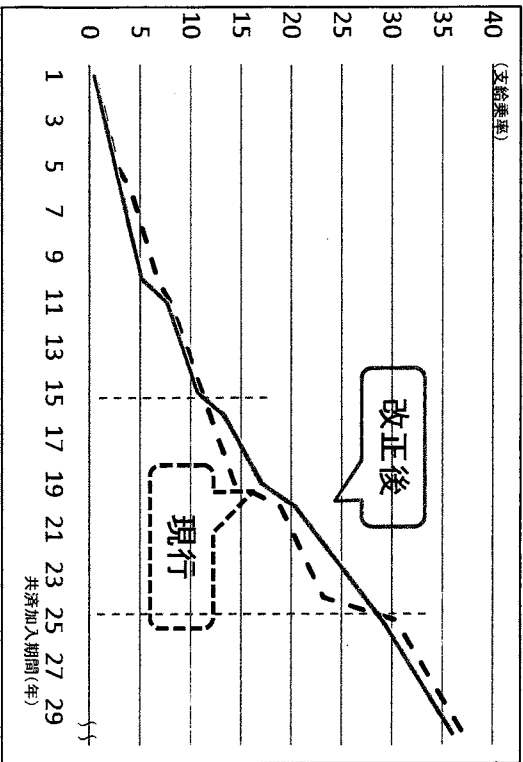
② 面接
授業
通信課程
での受講
が可能

※「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールツティングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

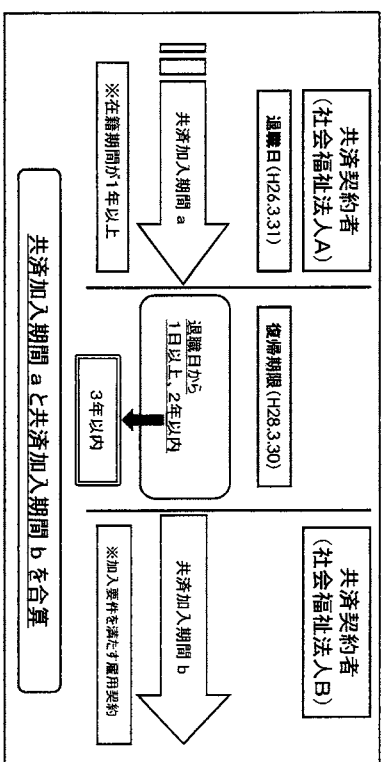
① 給付水準の見直し



③ 公費助成の見直し

| 前回改正 (H18. 4. 1施行) | | 今回の見直し(案) | |
|---------------------|--------------------------------|---|---|
| 給付水準 | 1割引下げ | 長期勤務に配慮するなどの見直し | |
| 共済加入期間の合算 | 退職した日から起算して2年以内 | 出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内(に拡充) | |
| 介護 | 廃止 | 廃止 | |
| 障害 | 公費助成の取扱いとは、将来の検討課題 | ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入 | |
| 保育 | 社会福祉法人が「サービスマ」の中核的な担い手となっている現状 | 公費助成の取扱いとは、平成29年度までに検討し、結論 | |
| 公費助成 (国1/3、都道府県1/3) | | 障害者関連施策など ・ 障害者関連施策など ・ 障害者自体の枠組みを 検討中 | 子ども・子育て支援新制度が 平成27年度から施行 平成29年度を目標年度にする 待機児童解消加速化プランが 進行中 |

② 共済加入期間の合算制度の充実



私立幼稚園(教育標準認定子ども) に係る財政措置等について

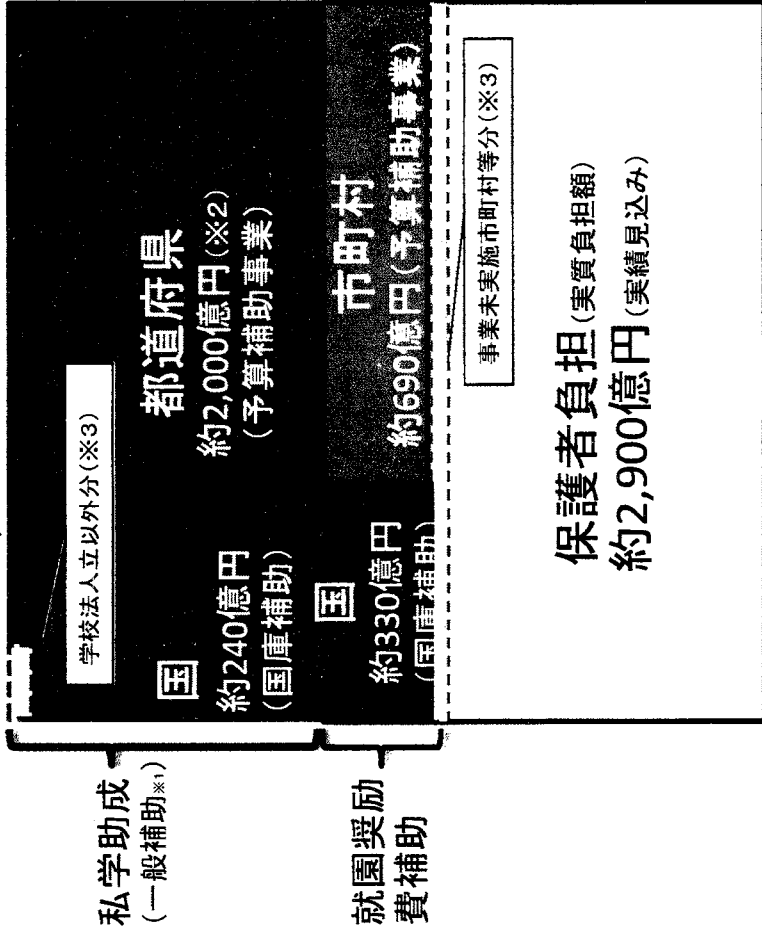
平成26年9月4日

私立幼稚園の財政構造の変化(1)(質改善前ベースの基本的考え方)

- 新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国統一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)
- また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。

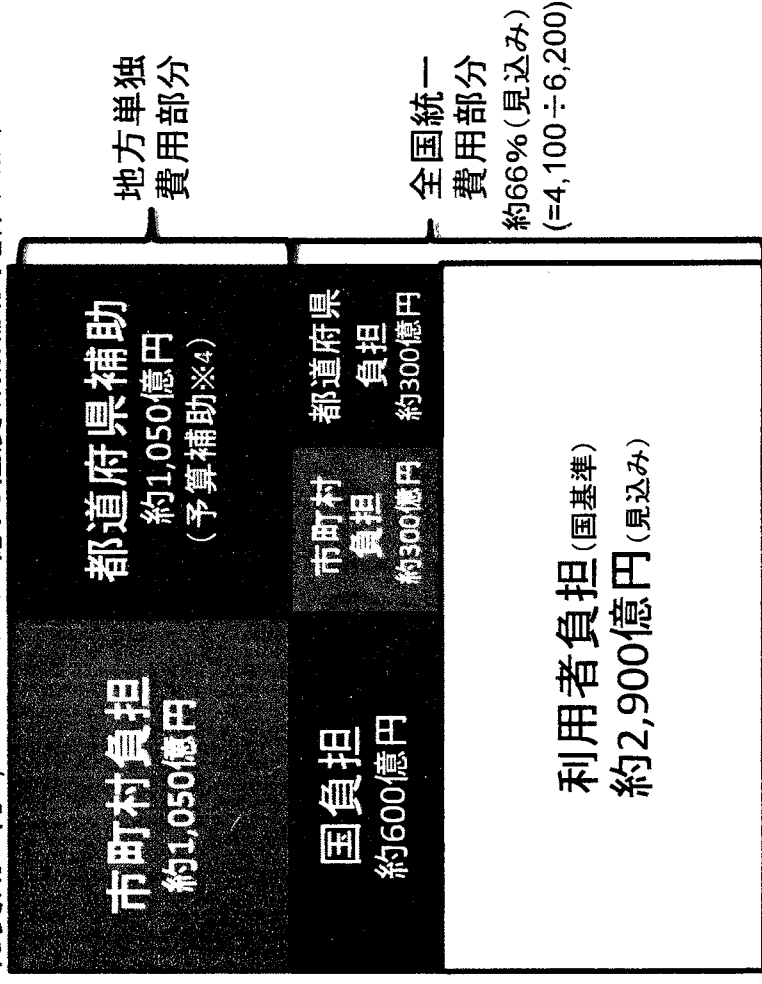
現状(平成26年度政府予算ベース)

総費用 約6,200億円程度(特別補助等を除く ※1)



新制度の前提となる財政構造

総費用 約6,200 + α(※3) 億円程度(特別補助等を除く ※1)



※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

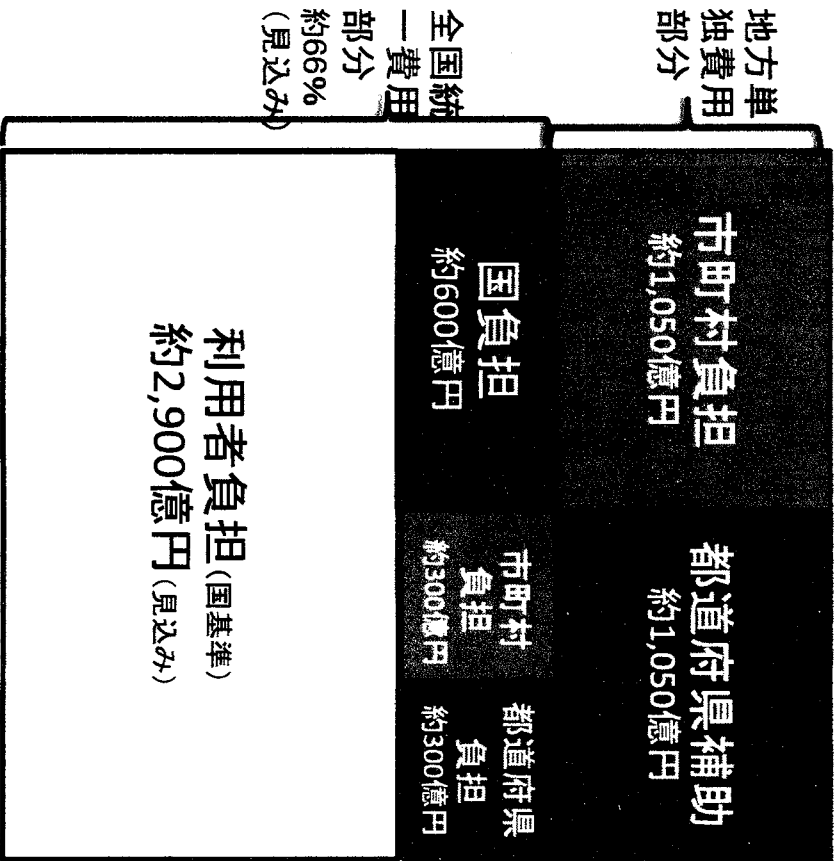
※1 私学助成のうち、一般補助のうちの一 種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。
 ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
 ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。
 ※4 新制度の図のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。

私立幼稚園の財政構造の変化(2)(質改善、公定価格単価との関係)

○ 質改善については、平成27年度以降実施されるが、全国統一費用部分の公費により反映することとなっている。従って、毎年度の質改善の反映状況(＝単価の設定状況)に応じて、全国統一費用部分の割合が引き上がることになる。

新制度の前提となる財政構造 (施設型給付・質改善前)

総費用 約6,200 + α (※3) 億円程度(特別補助等を除く ※1)

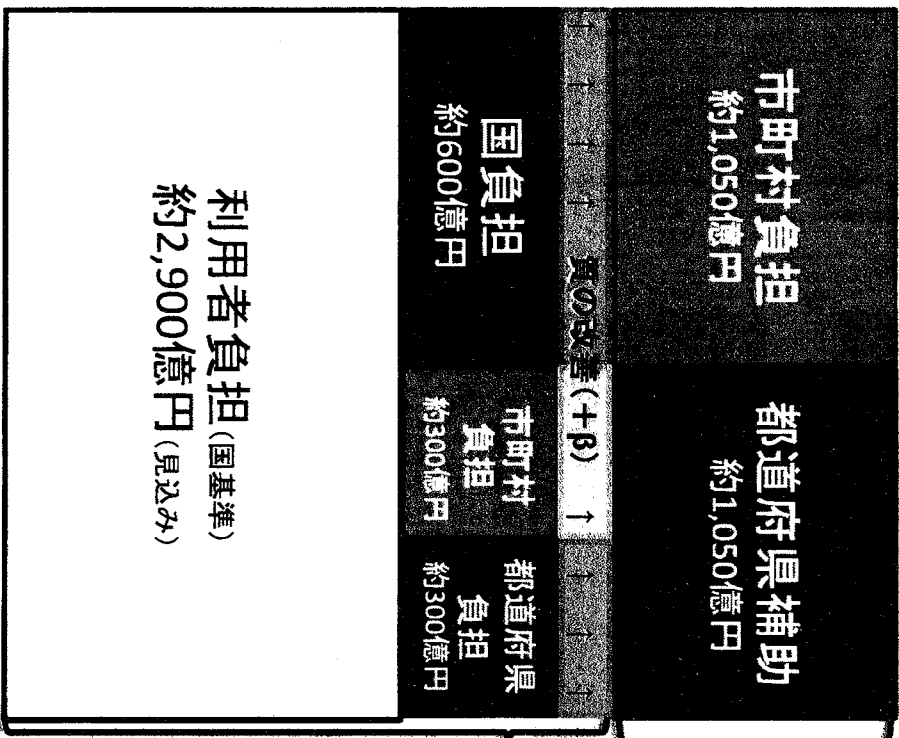


公定価格(質改善前)

公定価格(質改善後)

新制度の施設型給付(質改善後)

総費用 約6,200 + α (※3) + β 億円程度(特別補助等を除く ※1)



↑ 質の改善(+ β) ↑
全国統一費用部分
↓ 質改善の状況に応じて66%より引き上がる

※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

※1 私立幼稚園のうちの一般補助のうちの一部免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私立幼稚園の対象とする方向で検討中。
 ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経営常務補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
 ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。

新制度の施設型給付費と国・都道府県・市町村の財政負担

- 利用者負担について、市町村が国基準よりも軽減する場合は、その分施設型給付費が増額となるが、当該財源は市町村の財源(市町村負担)となり、各園にとっては、保護者から徴収する額が、給付費として代理受領する形に切り替わる。
- 国・都道府県の負担金は、国基準からの軽減措置の有無等に関わらず、国の定める利用者負担基準に基づき算定する。

公費負担割合

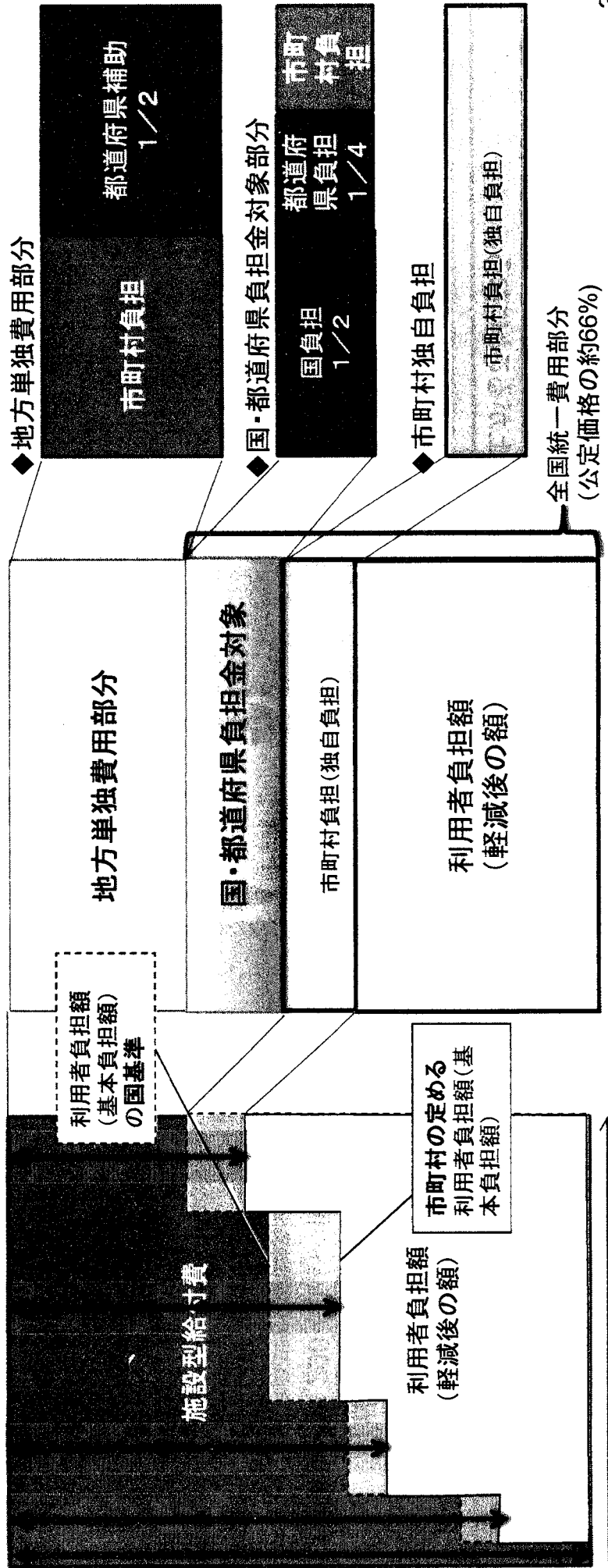
- 地方単独費用部分については、その1/2を都道府県が補助することを想定。
- 国・都道府県負担金対象部分については、その1/2を国負担、1/4を都道府県負担とすることを想定。
- なお、都道府県負担と都道府県補助を予算上一体として交付することは差し支えないものと考えている。

全国統一費用部分と地方単独費用部分

- 全国統一費用部分は、国基準の公定価格に対する定率(全国統一の率)で設定予定であるが、国・都道府県の負担金(公費)の対象となるのは、国基準の利用者負担額(基本負担額)を控除した額となる。

施設型給付と利用者負担

- 利用者負担額(基本負担額)を国基準よりも軽減する場合、当該軽減した利用者負担額と公定価格との差額がそれぞれの子どもの施設型給付費となる。
- 従って、所得階層により、給付費額及び利用者負担額が異なる。

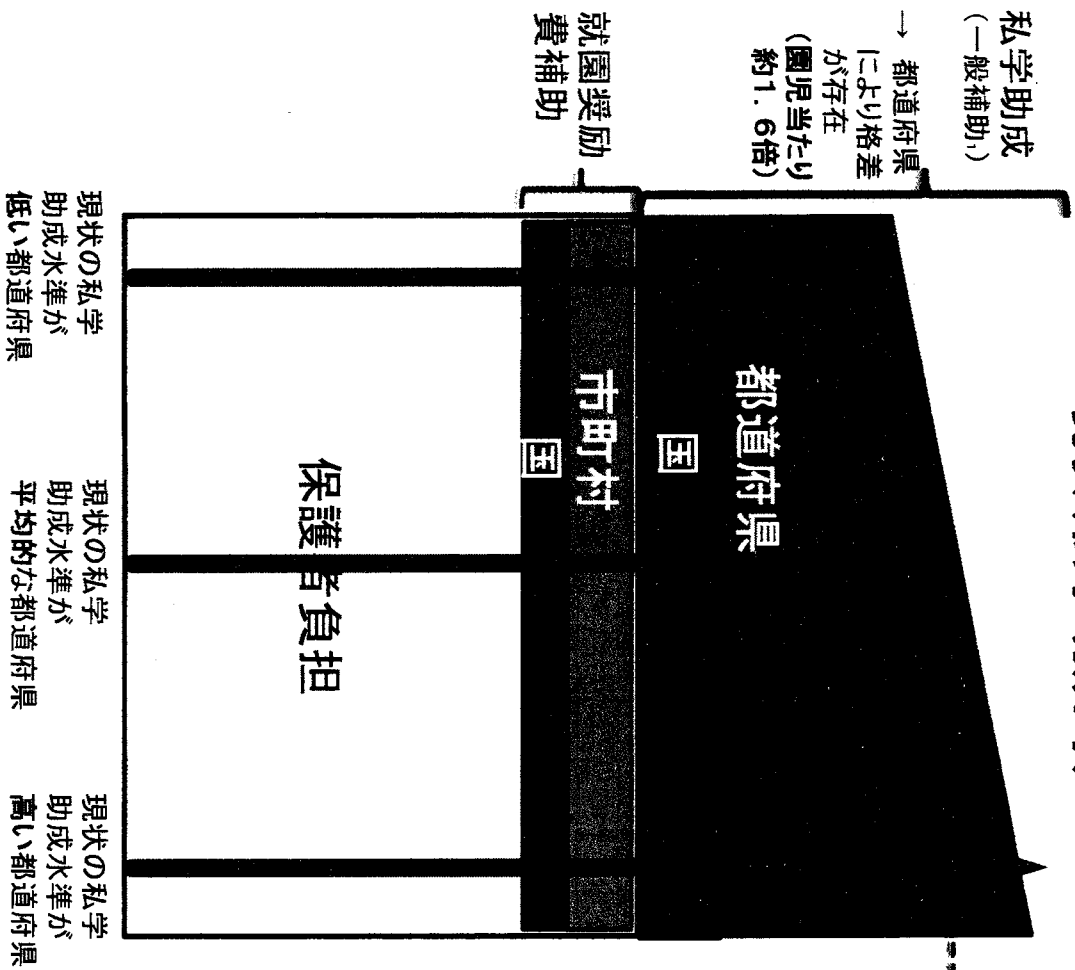


所得階層区分ごとの利用者負担額

私立幼稚園の財政構造の変化(3)(都道府県による格差)

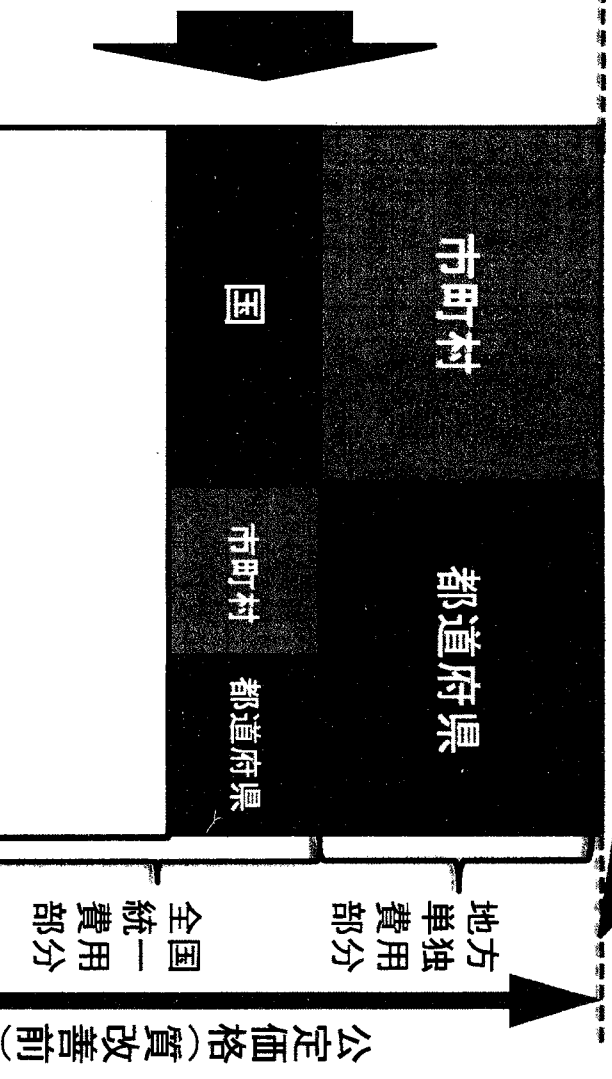
- 現状の私立幼稚園への財政支援の水準は、都道府県等により格差があるが、新制度における国が設定する財政支援(公定価格)の水準は、地方単独費用部分も含め、全国的水準を前提として、公定価格の基準設定及び地方財政措置を講ずる。
- 具体的な地方財政措置のあり方については、関係省庁と調整中。

現状(私学助成等)



新制度の施設型給付

新制度の財政支援の水準(国の公定価格)は、現状の全国的水準をベースに質改善を加えて設定



※ 上記の図は、現行の財政構造と、新制度の前提となる財政構造の違いを示したものであり(1頁参照)、実際の施設型給付は質改善が反映されたものとなる(2頁参照)

(参考)

私立幼稚園の私学助成(経常費補助)の状況(都道府県別・平成25年度実績)

| | 私学助成(経常費補助) | | 学校法人 立幼稚園 数 <園> | 私立幼稚園全体 | |
|---------|------------------|-----|--------------------------|------------|-------------|
| | 1人当たり補助単価 <円> | | | 施設数 <園> | 在園児数 <人> |
| 1 北海道 | 160,252 | 466 | 470 | 61,652 | |
| 2 青森県 | 173,700 | 110 | 111 | 7,848 | |
| 3 岩手県 | 175,655 | 82 | 84 | 9,546 | |
| 4 宮城県 | 174,648 | 157 | 184 | 28,390 | |
| 5 秋田県 | 174,819 | 64 | 74 | 6,409 | |
| 6 山形県 | 173,663 | 83 | 90 | 10,242 | |
| 7 福島県 | 195,203 | 134 | 150 | 16,863 | |
| 8 茨城県 | 175,937 | 193 | 196 | 28,557 | |
| 9 栃木県 | 178,426 | 185 | 192 | 30,061 | |
| 10 群馬県 | 192,630 | 118 | 123 | 15,656 | |
| 11 埼玉県 | 172,949 | 535 | 564 | 109,675 | |
| 12 千葉県 | 175,437 | 403 | 427 | 83,003 | |
| 13 東京都 | 169,662 | 509 | 848 | 158,051 | |
| 14 神奈川県 | 122,609 | 541 | 669 | 137,466 | |
| 15 新潟県 | 189,576 | 111 | 112 | 12,346 | |
| 16 富山県 | 187,965 | 54 | 57 | 5,281 | |
| 17 石川県 | 182,317 | 65 | 65 | 7,774 | |
| 18 福井県 | 171,858 | 30 | 34 | 2,930 | |
| 19 山梨県 | 151,450 | 65 | 69 | 6,212 | |
| 20 長野県 | 138,819 | 102 | 106 | 12,171 | |
| 21 岐阜県 | 157,935 | 105 | 105 | 18,501 | |
| 22 静岡県 | 185,200 | 239 | 245 | 40,003 | |
| 23 愛知県 | 157,366 | 417 | 429 | 86,994 | |
| 24 三重県 | 168,591 | 57 | 60 | 10,840 | |

| | 私学助成(経常費補助) | | 学校法人 立幼稚園 数 <園> | 私立幼稚園全体 | |
|---------|------------------|-------|--------------------------|------------|-------------|
| | 1人当たり補助単価 <円> | | | 施設数 <園> | 在園児数 <人> |
| 25 滋賀県 | 151,463 | 28 | 33 | 3,647 | |
| 26 京都府 | 199,242 | 149 | 161 | 24,504 | |
| 27 大阪府 | 171,892 | 411 | 432 | 94,635 | |
| 28 兵庫県 | 181,618 | 211 | 248 | 45,839 | |
| 29 奈良県 | 177,209 | 43 | 43 | 6,136 | |
| 30 和歌山県 | 179,122 | 42 | 46 | 5,965 | |
| 31 鳥取県 | 165,949 | 27 | 27 | 3,735 | |
| 32 島根県 | 164,290 | 14 | 16 | 489 | |
| 33 岡山県 | 155,177 | 35 | 35 | 5,809 | |
| 34 広島県 | 164,570 | 195 | 206 | 29,773 | |
| 35 山口県 | 177,357 | 129 | 141 | 14,162 | |
| 36 徳島県 | 161,008 | 11 | 12 | 1,391 | |
| 37 香川県 | 171,462 | 34 | 35 | 5,569 | |
| 38 愛媛県 | 168,886 | 102 | 107 | 14,919 | |
| 39 高知県 | 164,253 | 29 | 31 | 3,108 | |
| 40 福岡県 | 178,393 | 368 | 429 | 63,834 | |
| 41 佐賀県 | 177,032 | 89 | 94 | 8,565 | |
| 42 長崎県 | 176,042 | 124 | 130 | 12,182 | |
| 43 熊本県 | 169,006 | 110 | 111 | 13,643 | |
| 44 大分県 | 167,672 | 67 | 74 | 8,565 | |
| 45 宮崎県 | 165,983 | 115 | 116 | 9,818 | |
| 46 鹿児島県 | 176,662 | 149 | 151 | 16,667 | |
| 47 沖縄県 | 174,455 | 31 | 35 | 4,235 | |
| 計 | 167,741 | 7,338 | 8,177 | 1,303,661 | |

* 道府県分交付額の園児1人当たり単価: 150,900円(H25)

* 国庫補助の園児1人当たり単価: 22,800円(H25)

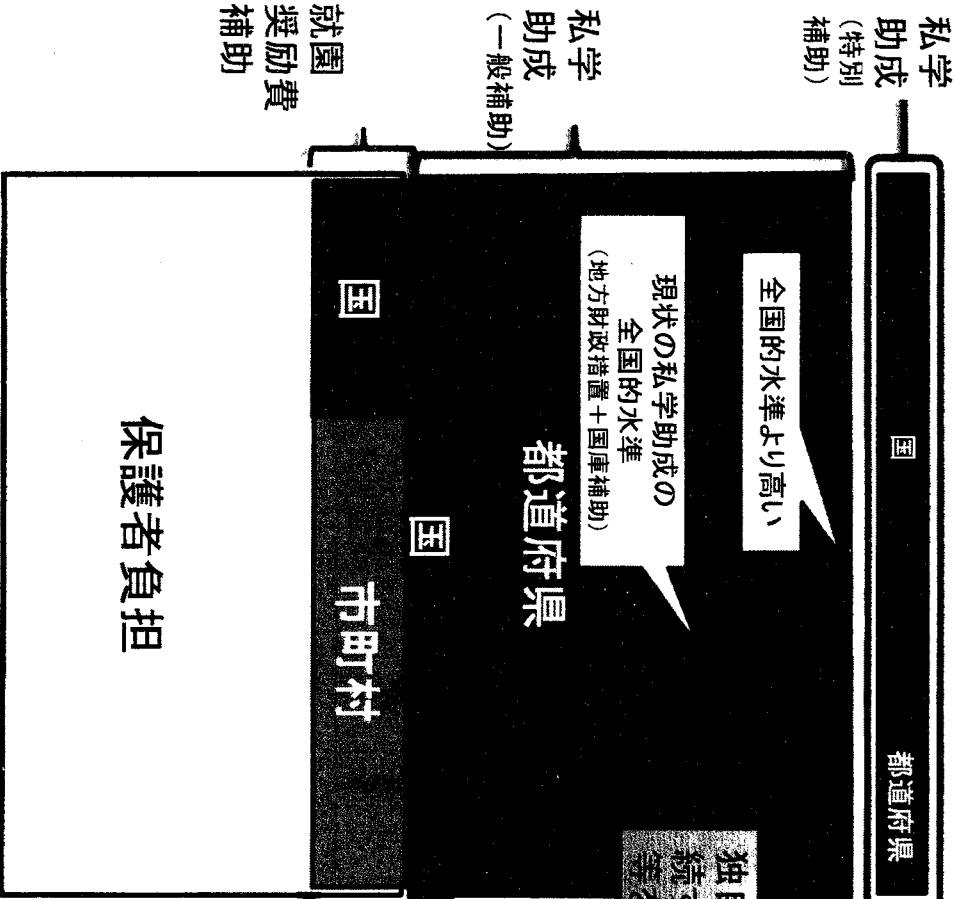
* 園児1人当たり補助単価の最も高い県(199,242)と最も低い県(122,609)の比は約1.6倍

私立幼稚園の財政構造の変化(4)(地方単独事業の位置づけのイメージ)

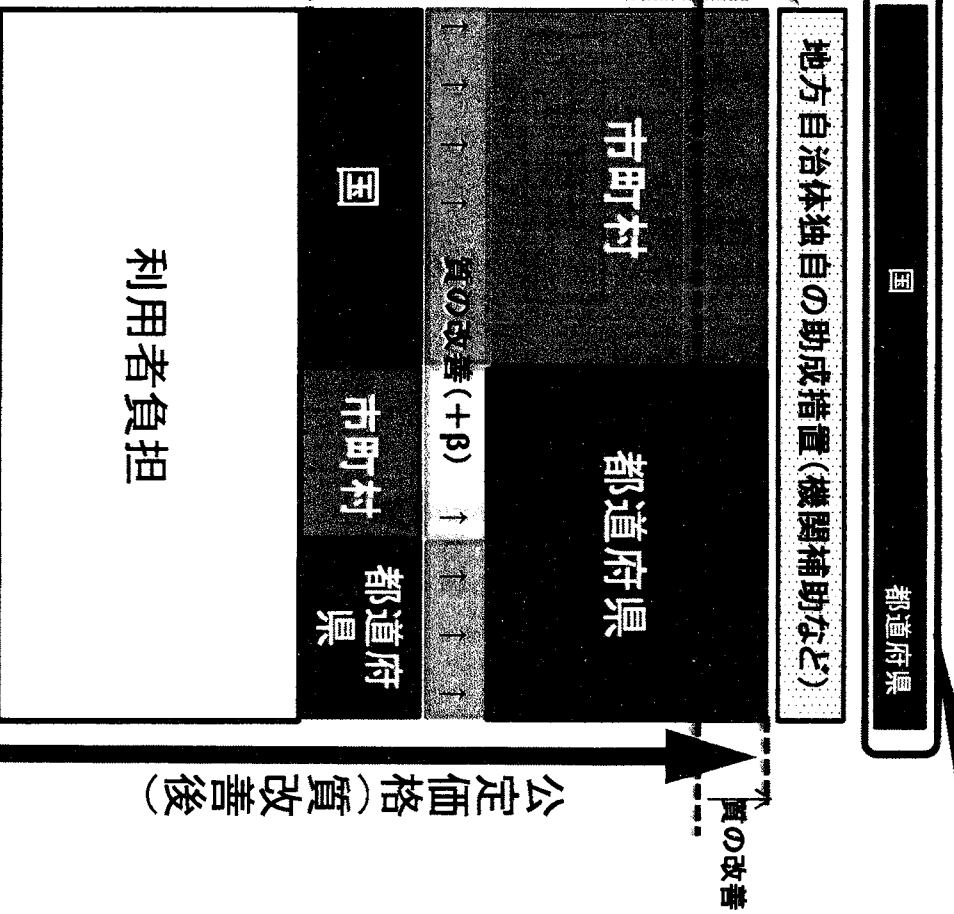
- 新制度移行後も、各都道府県等の私立学校教育の振興の考え方にに基づき、独自に助成を行うことは可能。
- 私立幼稚園が、新制度移行後の施設型給付や補助の総額を見込むことを可能とする観点から、特に、私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している水準よりも高い都道府県においては、消費税財源を活用して社会保障・税一体改革のなかで少子化対策を充実することとされていることも踏まえ、新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の助成を実施するか否か等を検討し、できるだけ早く、助成措置の方針や内容を公表して頂きたい。

現状(私学助成等)

※ 私学助成の水準が全国的水準より高い都道府県のイメージ



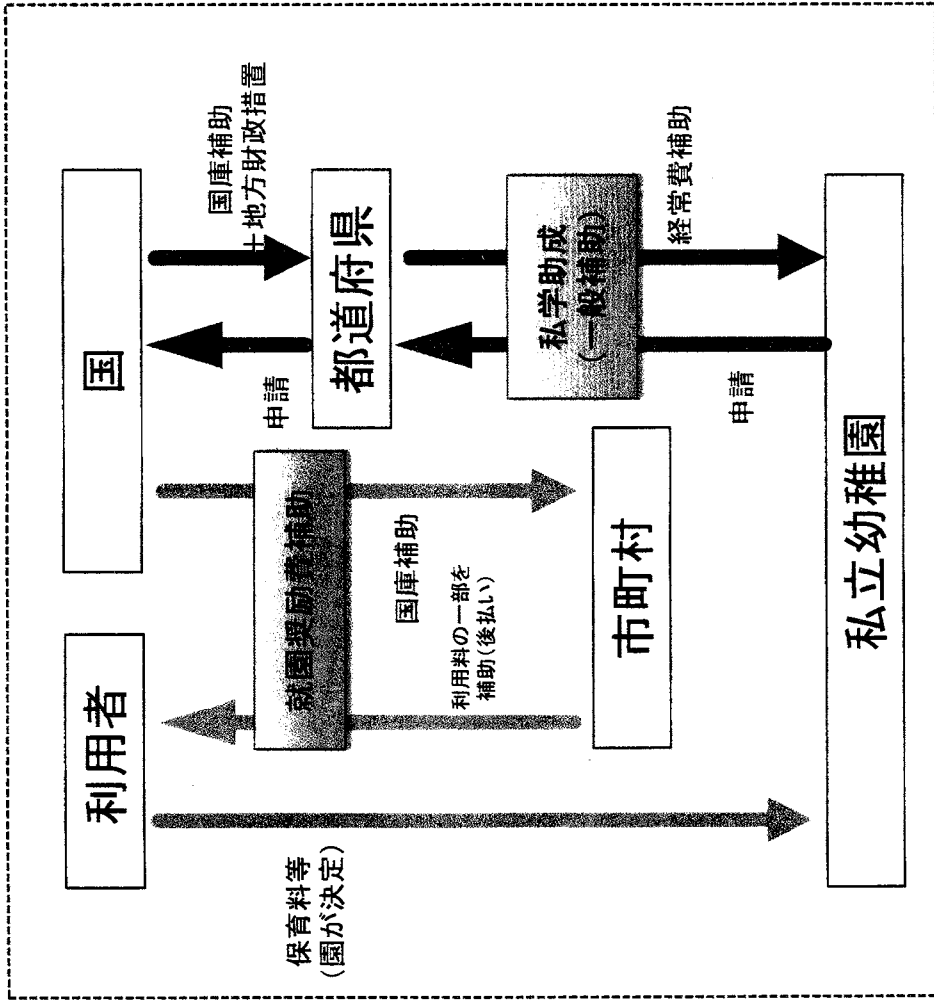
新制度の施設型給付



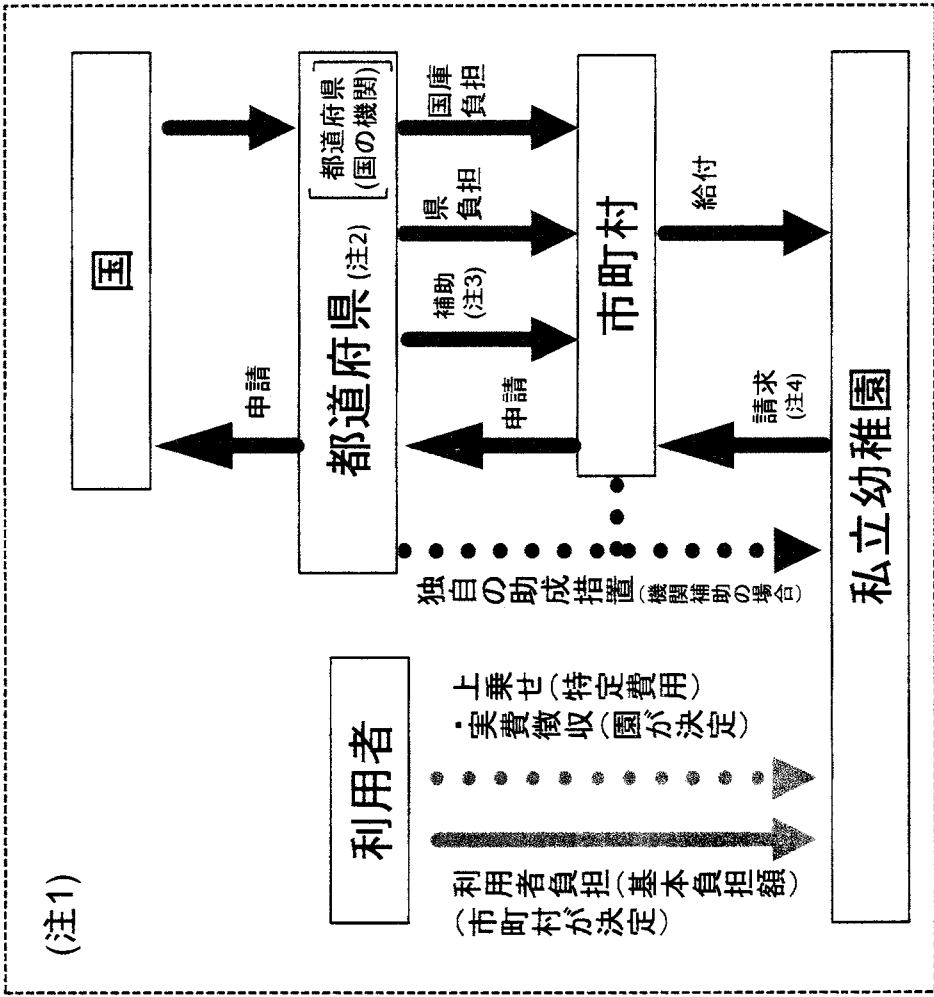
(参考)

現状と新制度の私立幼稚園の財政の流れの比較

現状(私学助成・就園奨励費等)



新制度(施設型給付)



(注1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「会計法・予算決算及び会計令」に基づき委任事務に関して、都道府県からの同意を得た場合を想定して作成している。

(注2) 都道府県は、都道府県負担分(=施設型給付の公定価格の66%から国基準の利用者負担を除いた額の1/4)を負担し、施設型給付の公定価格の34%の1/2を市町村に補助する。(負担と補助を予算上一体として交付することも可能)

(注3) 地方単独費用部分

(注4) 私立幼稚園は、園児が居住する市町村ごとに施設型給付の請求を行う。

(注5) 私学助成のうち、一般補助のうちの一環免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

(参考) 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)

○ 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせて施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用)－「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) ≡ 「国庫負担対象額」－「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」－「国庫負担対象額」

「公定価格」(*1)

教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める額

「国庫負担対象額」
 現行の私学助成の国庫負担額、保護者負担、所在地域等を勘案して国が設定した基準により算定した額(公定価格に対する一定割合により設定する方向で検討)

各市町村に対し、国基準に基づき給付額基準の設定を要請

「施設型給付」

全国统一費用部分・地方単独費用部分をー括して支給

市町村から代理受領

「利用者負担額」

国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額

利用者負担額
 (応能負担)

(参考)
 保育認定(2号認定・3号認定)の子ども

「公定価格」
 教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

利用者負担額
 (応能負担)

*1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。

*2 都道府県補助・市町村負担に係る地方財政措置の標準単価を示す。
 (地方単独費用部分も含め、国の定める公定価格に係る基準に基づき設定予定)

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その1

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置

| | |
|--|---|
| <p>教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのか。</p> | <p>全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担する方向で、関係省庁と調整を進めています。</p> |
| <p>地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうか。</p> | <p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担 都道府県補助1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めています。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定することとなります。</p> |

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その2

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○現行制度に残る施設の私学助成の取扱い

| | |
|--|--|
| <p>現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成や就園奨励費補助は、新制度施行後にどうなるのか。</p> | <p>新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。</p> <p>これらの財政支援の水準については、子ども子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることに加え、これらの財政支援の充実にも努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を踏まえて社会保障4経費に充てるとされており、私学助成や就園奨励費補助はこの対象にはなりません。</p> |
|--|--|

○新制度に移行する施設の私学助成の取扱い

| | |
|--|--|
| <p>新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのですか。</p> | <p>私学助成の一般補助は基本的に実施しない予定ですが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討していきます。</p> <p>また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定です。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討していきます。</p> <p>また、就園奨励費補助事業は実施しない予定です。</p> |
|--|--|

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その3

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○単独補助

認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対し都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。

各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。

この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。

なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助については、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求(経費の戻金)を行う注意を要するにと留意が必要です。

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その4

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○団体補助(日本私立学校振興・共済事業団及び各都道府県の退職金社団等への補助)のあり方など

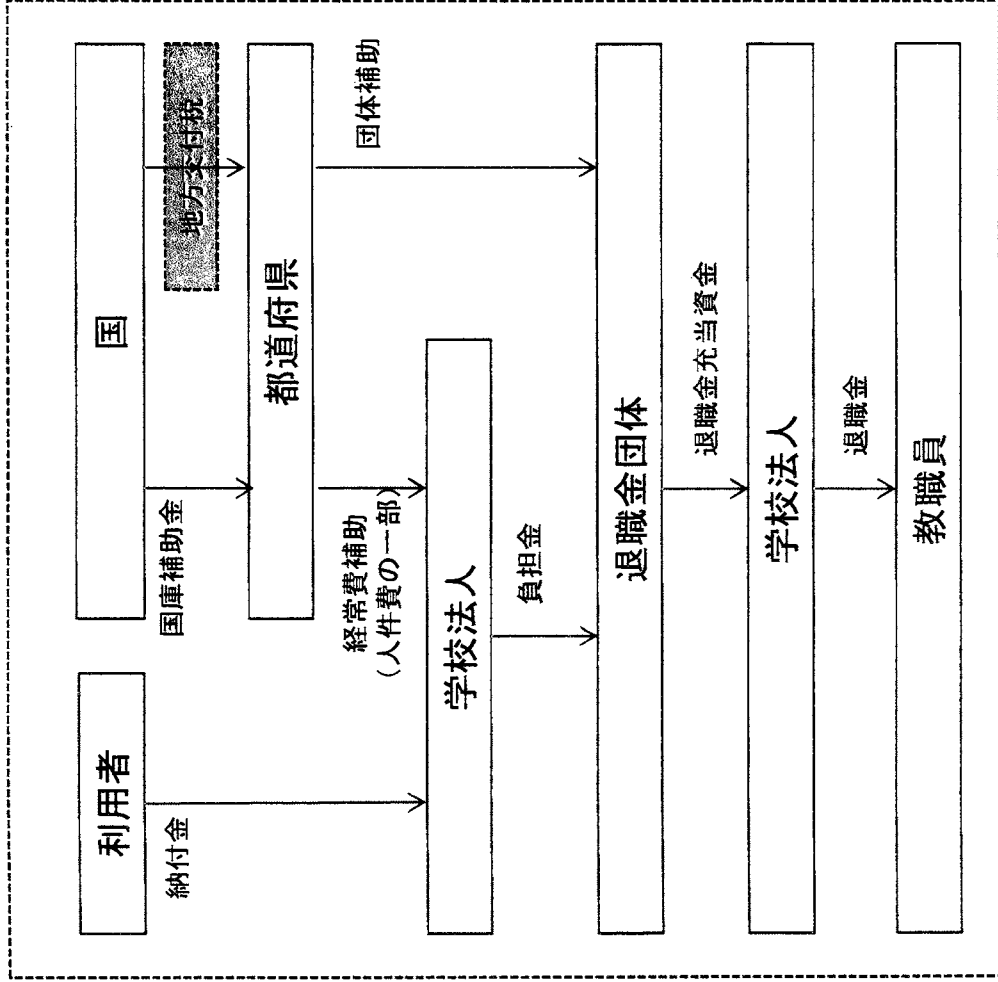
| | |
|--|---|
| <p>団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。</p> | <p>今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。</p> |
| <p>政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。</p> | <p>団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。</p> |
| <p>認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認められていますか。</p> | <p>退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、保育所等の職員を加入対象とすることが可能です。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定です。</p> |

(参考)

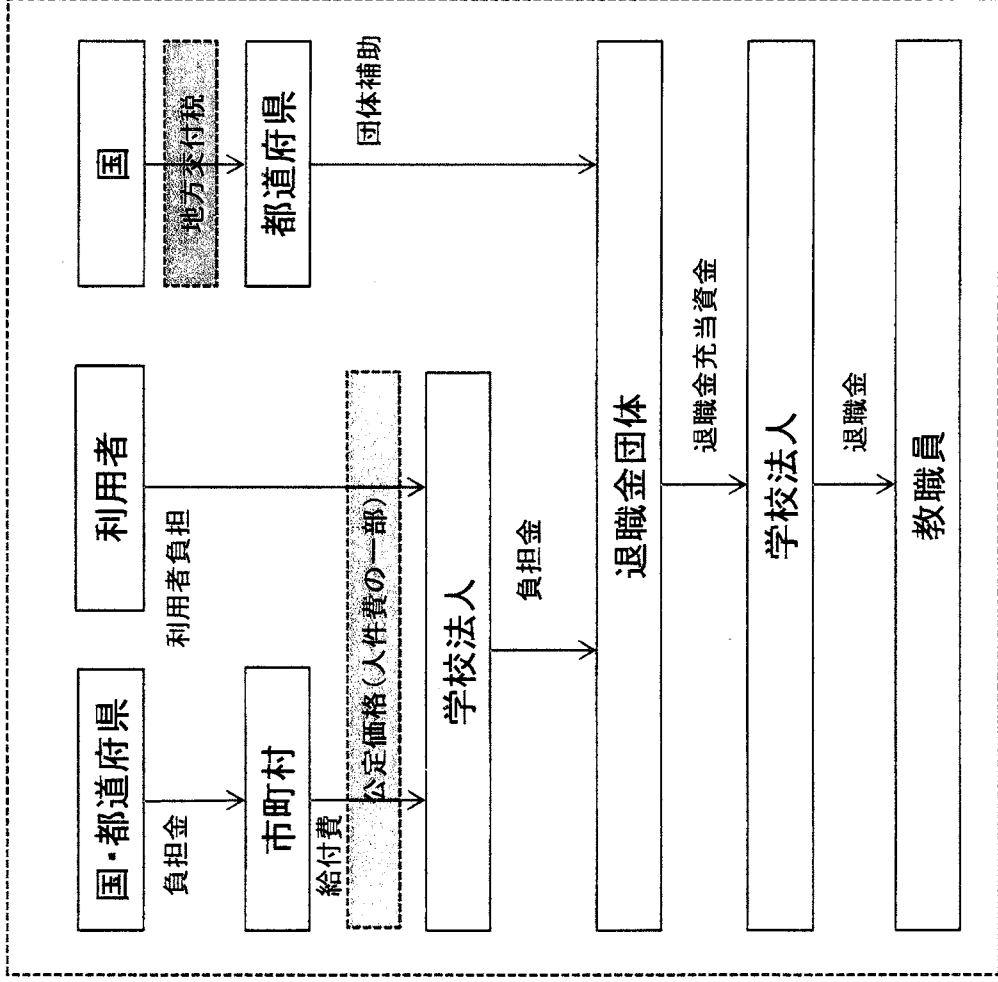
退職金社団補助と公定価格の関係

- 新制度は団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではなく、新制度に移行する園も引き続き退職金社団補助の対象とすることを前提として、公定価格の人員費に必要経費を積算している。

【現行の幼稚園・認定こども園】



【施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園】(イメージ)



一時預かり事業（幼稚園型）の創設

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども）を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を創設

「幼稚園型」の要件等

実施主体

市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）

実施場所

幼稚園又は認定こども園

対象児童

在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども）

※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育ともを一括して施設型給付の対象

園児以外の子ども一時預かりも併せて実施可

認可保育所と同じ

| | | | |
|-----|------|-------|------|
| 0歳児 | 3:1 | 1.2歳児 | 6:1 |
| 3歳児 | 20:1 | 4歳以上児 | 30:1 |

2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人で可 ※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない

保育士又は幼稚園教諭（3歳以上児に限る）

設備・面積

保育室等

認可保育所と同じ

| | | |
|-------|----------|------------|
| 2歳以上児 | 保育室又は遊戯室 | 1. 98㎡/人 |
| 2歳未満児 | 乳児室 | 1. 65㎡/人 |
| | ほふく室 | 3. 3㎡/人 など |

※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可

一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討

実施形態

利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする（関係市町間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※施設型給付と同様の形態

その他

事業開始時に都道府県知事に事前の届出（児童福祉法第34条の12）

（参考）

- 一時預かり事業（安心こども基金）…現行は保育所型と地域密着型の2類型があり、1.165市区町村（全国の67%）、7.656か所（うち保育所型7.311か所）で実施（幼稚園の実績はほとんどなし）。
- 預かり保育推進事業（私学助成）…全都道府県で7,454園（私立幼稚園の94%）で実施。

預かり保育の「一時預かり事業(幼稚園型)」での実施

現行の私学助成

- 補助の実施主体 都道府県
- 補助基準額(国基準)(国1/2)
年間 65万円~228万円(平成26年度予算)
※平均の担当者数と実施時間等により設定
※実際の補助額は都道府県により異なる
※補助実績の平均 約137万円/園
(平成24年度実績)
- 利用者負担
各園で設定
※補助実施園の平均 約168万円/園
(平成23年度実績)

【費用総額 290億円】

総額 210億円

国 40億円 都道府県 55億円

保護者負担
115億円

総額 80億円

市町村 40億円
保護者負担 40億円

※平成25年度予算等による推計

一時預かり事業(幼稚園型)

- 実施主体 市町村(居住地市町村実施が基本形)
- 補助基準額(国基準)(国1/3、都道府県1/3)
1人1日当たり 〇〇円【検討中】
(上限・下限を設定)(長時間加算あり)
- 利用者負担 各市町村が設定
※ 国として一律の基準は設けない。
※ 現状は各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定される。
- 保育士・幼稚園教諭(3才以上児に限る)の配置基準は保育所と同じ(詳細は前ページ参照)

【費用総額290億円

+ 約30億円(質改善公費増)】

私立・公立

国
60億円

都道府県
60億円

市町村
60億円

保護者負担
約145億円

量拡充
・私学助成からの移行分の
実施を確保

新制度の
移行
(一部は現行の事業に移行
助成に残る)

質改善

- ・小規模園でも実施できるよう、
非常勤保育者を配置
- ・保育短時間利用の保護者負担
との公平性を確保

※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額
※公費補助額は本来的には1/2を前提とするが、
頻回利用者の保護者負担軽減を図るため、1/2
を超える想定。

(参考)

私立幼稚園の私学助成(預かり保育)の状況(都道府県別・平成25年度実績)

| | 私学助成(預かり保育) | | 学校法人 立 幼稚園数 <園> | |
|----|---------------------|-----------------------|--------------------------|-----|
| | 都道府県補助額<千円> (*1) | 補助幼稚園数 <園> (*2) | | |
| 1 | 北海道 | 325,988 | 447 | 466 |
| 2 | 青森県 | 103,992 | 101 | 110 |
| 3 | 岩手県 | 174,670 | 80 | 82 |
| 4 | 宮城県 | 281,172 | 144 | 157 |
| 5 | 秋田県 | 132,360 | 60 | 64 |
| 6 | 山形県 | 125,800 | 82 | 83 |
| 7 | 福島県 | 271,609 | 128 | 134 |
| 8 | 茨城県 | 174,728 | 193 | 193 |
| 9 | 栃木県 | 275,280 | 170 | 185 |
| 10 | 群馬県 | 102,361 | 100 | 118 |
| 11 | 埼玉県 | 421,010 | 417 | 535 |
| 12 | 千葉県 | 239,949 | 289 | 403 |
| 13 | 東京都 | 615,900 | 460 | 509 |
| 14 | 神奈川県 | 581,000 | 412 | 541 |
| 15 | 新潟県 | 192,214 | 102 | 111 |
| 16 | 富山県 | 15,043 | 37 | 54 |
| 17 | 石川県 | 35,474 | 55 | 65 |
| 18 | 福井県 | 63,023 | 32 | 30 |
| 19 | 山梨県 | 61,660 | 58 | 65 |
| 20 | 長野県 | 207,420 | 96 | 102 |
| 21 | 岐阜県 | 176,455 | 87 | 105 |
| 22 | 静岡県 | 145,835 | 115 | 239 |
| 23 | 愛知県 | 411,280 | 311 | 417 |
| 24 | 三重県 | 33,736 | 35 | 57 |

| | 私学助成(預かり保育) | | 学校法人 立 幼稚園数 <園> | |
|----|---------------------|-----------------------|--------------------------|-------|
| | 都道府県補助額<千円> (*1) | 補助幼稚園数 <園> (*2) | | |
| 25 | 滋賀県 | 21,800 | 25 | 28 |
| 26 | 京都府 | 265,860 | 136 | 149 |
| 27 | 大阪府 | 812,328 | 392 | 411 |
| 28 | 兵庫県 | 438,430 | 197 | 211 |
| 29 | 奈良県 | 8,748 | 26 | 43 |
| 30 | 和歌山県 | 76,860 | 40 | 42 |
| 31 | 鳥取県 | 47,140 | 24 | 27 |
| 32 | 島根県 | 15,959 | 12 | 14 |
| 33 | 岡山県 | 30,820 | 20 | 35 |
| 34 | 広島県 | 263,080 | 188 | 195 |
| 35 | 山口県 | 67,198 | 117 | 129 |
| 36 | 徳島県 | 16,660 | 11 | 11 |
| 37 | 香川県 | 31,431 | 27 | 34 |
| 38 | 愛媛県 | 121,160 | 91 | 102 |
| 39 | 高知県 | 67,326 | 28 | 29 |
| 40 | 福岡県 | 220,070 | 322 | 368 |
| 41 | 佐賀県 | 165,125 | 82 | 89 |
| 42 | 長崎県 | 215,843 | 102 | 124 |
| 43 | 熊本県 | 120,444 | 103 | 110 |
| 44 | 大分県 | 72,650 | 57 | 67 |
| 45 | 宮崎県 | 103,906 | 105 | 115 |
| 46 | 鹿児島県 | 294,002 | 134 | 149 |
| 47 | 沖縄県 | 63,868 | 33 | 31 |
| | 計 | 8,708,666 | 6,283 | 7,338 |

*1 通常(平日)の預かり保育及び長期休業日等預かり保育

*2 通常(平日)の預かり保育補助園数

(参考) 幼稚園に対する私学助成の概要

1. 私学助成の枠組み

- 都道府県は、私立幼稚園を含む所轄の私立学校の振興に努める責務を負っており、地域における教育に私立学校が果たす役割に鑑み、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら、私学助成を行っている(教育基本法)。
- このような性格上、私立幼稚園に対する私学助成としてどのような補助を行うかの事業の実施内容や方法については、所轄庁である都道府県の判断により決定され、実際に都道府県がそうした補助を行う場合には、その一部について国が補助することができる仕組みとなっている(私立学校振興助成法)。
- このため、各都道府県における私学助成は、実態としても、地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用されている。

(助成額の算出方式)

おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

| | |
|----------|---|
| 単価方式 | 幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式 |
| 標準的運営費方式 | 公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部(例えば1/2以内)を補助する方式(公立積算方式) |
| 補助対象経費方式 | 補助対象経費(経常的経費支出額等)に補助割合(例えば1/2以内)を乗じて算出・配分する方式 |
| 区割方式 | 都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素(例えば生徒数、教職員数、学級数等)に着目して配分する方式 |

(国庫補助(一般補助)における園児1人当たりの助成額)

都道府県ごとに助成額には差があり、最高額と最低額の差は1.6倍(H25)となっている。

(参考)関係条文

◎教育基本法

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

◎私立学校振興助成法

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2. 現行の幼稚園に対する私学助成の概要

都道府県が行う私立幼稚園に対する私学助成で現在国の補助対象事業となっているものの状況は次の表のとおり。これら以外にも、都道府県・市町村の判断により単独事業として私立幼稚園への助成が行われている。

| 私学助成 | 国庫補助等予算額 (平成26年度予算) | 地方財政措置 (平成26年度) | 国補助としては対象外 |
|--|--|------------------------------------|---|
| ①一般補助 (幼稚園の経常的経費について補助) | 24,417百万円 (単価 23,005円/人) うち 一般分24,106百万円 (単価 22,805円/人) 特別分 1種免許 111百万円(単価 105円/人) 財務状況 100百万円(単価 95円/人) | 平成26年度普通交付税単価 : 園児1人当たり153,200円 | |
| ②特別補助 | | | |
| 預かり保育推進事業 〔預かり保育を実施する園に対する助成を行う都道府県に1/2補助〕 | 3,851百万円 (単価:65~175万円/園) 〔補助対象の私立幼稚園数(H25) 6,283園(85.6%※)〕 | 26年度案普通交付税単価 : 園児1人当たり1,900円 | 基本的には新制度の地域子育て支援事業の一時預かり事業(幼稚園型)へ移行。(移行しない場合については、引き続き預かり保育推進事業の対象) |
| 子育て支援活動の推進 〔子育て支援活動を行う園に対する助成を行う都道府県に1/2補助〕 | 1,150百万円 (単価:80万円/園(認定こども園は100万円/園)) 〔補助対象の私立幼稚園数(H25) 3,783園(51.6%※)〕 | 措置なし | 検討中 |
| 特別支援教育経費 〔障害のある幼児が2人以上いる園に対する助成を行う都道府県に1/2補助〕 | 4,361百万円 (単価:39.2万円/人) 〔補助対象の私立幼稚園数(H25) 2,504園(34.1%※)〕 | 特別交付税 | 引き続き対象となる |
| 教育の質の向上を図る学校支援経費(内数) 〔特色ある教育に取り組む学校に対する助成を行う都道府県に1/2補助〕 | 1,540百万円の内数 (基礎単価:15万円/校) | 措置なし | 引き続き対象となる |

※学校法人立幼稚園7,338園(平成25年度学校基本調査)に占める割合

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉法人改革の動向を適切に把握し、今後の一層の活動を推進するために
～平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議を開催～…………… 1
- ・公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事提供が、構造改革特別区域において所定の要件を満たした上で、公立保育所と同様に「園外調理・外部搬入」可能に
～内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布～…………… 2
- ・平成27年度「児童福祉週間」の標語を募集～10月20日（火）まで募集中～ …… 3
- ・平成27年度社会福祉トップセミナー参加申し込み中 …………… 4

◆社会福祉法人改革の動向を適切に把握し、今後の一層の活動を推進するために◆

～平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議を開催～

10月13日、全国保育協議会は、「平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議」を開催しました。

例年、本会議は12月に開催し、保育制度をとりまく課題、それぞれの保育組織における課題などについて協議・意見交換を行っています。

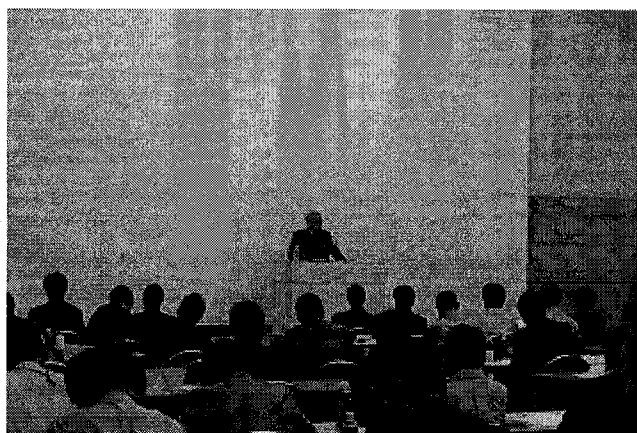
本年度は12月の開催に先立って、本年7月に衆議院で成立し、参議院での継続審議となった「社会福祉法等の一部を改正する法律案」をめぐる動向等、社会福祉法人改革に向けた議論を適切に把握・理解するため、緊急として別途開催するに至りました。

会議では、厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長 岩井 勝弘氏による行政説明「社会福祉法人改革について」が行われました。社会福祉法人制度を巡る状況を踏まえた改革の経緯について説明があり、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が求めている対応や、法が成立した場合の施行



予定及び具体的な取扱いが示される政省令の公布時期等について言及がありました。

説明に対して、7名の出席者からの質問に対し、30分にわたってその場で丁寧な説明もありました。



【基調説明をする万田会長及び会場の様子】

行政説明を受けて、万田会長から基調説明が行われました。社会福祉法人制度改革が求める方向性には、従前の議論の経緯を踏まえ全面的に推進すべきであるとの賛意は示しつつも、保育を主たる事業とする社会福祉法人の多くの経営実態である、1法人1施設などの小規模かつ事務体制の脆弱な状況を踏まえた配慮への要望を行ってきたこと等、これまで実施してきた対応について説明がありました。

終わりに、「今後も社会福祉法人が社会的信頼の下で事業を存続していくため、全国の会員皆さまが改革の必要性をきちんと理解し対応することができるよう、都道府県・指定都市保育協議会のより一層のご活躍・ご支援が、必要不可欠です。」として、説明をむすびました。

厚労省の説明資料は、別添をご参照ください。

◆公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事提供が、構造改革特別区域において所定の要件を満たした上で、公立保育所と同様に「園外調理・外部搬入」可能に◆

～内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布～

9月4日、「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）」が公布されました。

幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする園児への食事を提供する際は、自園調理を原則としつつ、一定の要件を満たす場合には、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行うことができることとされています。

今般、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供について、所定の要件を満たす場合、平成22年6月から実施可能となっている公立保育所と同様に、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとされました。

「特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件」は、下枠内のとおりです。通知の全文は、別添資料をご参照ください。

なお、今般の公布に際しては、「幼保連携型認定こども園における食事の提供にか

かる取扱い」について、別途改めて通知される旨が記されています。本取扱いについて通知されましたら、本ニュースにてあらためて周知いたします。

(特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件)

- 1 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 4 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

【参考】

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布について

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

◆平成 27 年度「児童福祉週間」の標語を募集◆ ～10月20日(火)まで募集中～

平成 28 年度の「児童福祉週間」の標語を募集中です。「児童福祉週間」は、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を目指し、政府と民間団体が、毎年5月5日の「こどもの日」からの1週間を定めたものです。

児童福祉週間には、博物館や科学館の入場料を減免したり、子ども向けイベントや

子育て応援イベントを開催するなどして、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

- 標語内容：元気で頑張る子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ
- 応募資格：どなたでも応募できます
- 応募期間：平成 27 年 9 月 1 日(火) ～ 10 月 20 日(火)

応募方法等の詳細は、下記 URL、または「厚生労働省ホームページ＞報道・広報＞報道発表資料＞2015 年 8 月 28 日（金）」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095674.html>

◆平成 27 年度社会福祉トップセミナー参加申し込み中◆

全国社会福祉協議会政策企画部では、2025 年を見据え持続可能な社会保障のあり方を展望するとともに、各地域で援助・支援を必要とする人々への福祉活動などの実践報告をとおして、連携・協働の強化や支援ネットワークの活性化の課題などを共有し、今後の全国的な活動展開に資することを目的に、「平成 27 年度社会福祉トップセミナー」を開催します。

テーマ『持続可能な社会保障改革の展望、2025 年を見据え

～急速な少子・高齢化と総合的な福祉基盤の確立』

[日程] 2015 年 12 月 8 日（火）～12 月 9 日（水）

[会場] 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区）

[対象] 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員 等

[内容] 12 月 8 日(火)

基調講演 『社会福祉法改正への対応と社会福祉法人のあるべき姿』

講師 磯 彰格 氏（全国社会福祉法人経営者協議会会長、全国社会福祉協議会副会長）

講演Ⅰ 『急速な少子高齢化、人口減少社会の社会保障を展望する』

講師 権丈 善一 氏（慶應義塾大学商学部教授、社会保障制度改革推進会議委員、医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会委員）

講演Ⅱ 『今を生きる子どもたちのために』

講師 渡辺 久子 氏（渡邊醫院副院長、元慶應義塾大学医学部小児科専任講師）

12 月 9 日(水)

シンポジウム 『地域で援助・支援を必要とする人々への総合的な福祉活動の展開』

シンポジスト／

古内 保之氏（岩手県社会福祉協議会専務理事、全社協政策委員会幹事）

白江 浩氏（全国身体障害者施設協議会副会長、社会福祉法人ありのま
ま舎常務理事、全社協政策委員会幹事）

平田ルリ子氏（全国乳児福祉協議会会長、社会福祉法人慈愛会清心乳児園
施設長）

長瀬 慈村氏（柏市医師会副会長、乳腺クリニック長瀬外科院長）

コーディネーター／高井 康行（全国社会福祉協議会副会長）

[定員] 200名

[参加費] 15,000円(宿泊費等は別途)

[締切] 平成27年11月24日(火) ※定員に達し次第締め切ります。

[申し込み先]

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店（担当：下枝）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3595-1121 F A X 03-3595-1119

詳しくは下記より要項・申込み諸等をダウンロードしてご確認ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20151015_top_seminar.pdf

社会福祉法人改革について

平成27年10月

1. 社会福祉法人改革の経緯

社会福祉法人制度を巡る状況

| | |
|-----------------------|---|
| <p>平成25年6月 8月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「日本再興戦略」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等 ■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等 |
| <p>平成26年6月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■経済財政運営と改革の基本方針2014 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等 ■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールドラッグ確立」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等 |
| <p>7月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■「政府税制調査会」とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 「公益法人課税等の見直し」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等 |
| <p>12月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等 ■平成27年度税制改正大綱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等については、非収益事業について民間競争が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。 |
| <p>平成27年1月 2月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人改革に関する提言」（自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等 ■「社会保障審議会福祉部会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等 |

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHIP上で開示を行うよう指導
- ◎ 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況の開示を義務付け
- ◎ 国・地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

役員報酬等の開示

- ◎ 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

内部留保の明確化

- ◎ 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

調達の公正性・ 妥当性の確保

- ◎ 社会福祉法人と役員との親族・特別の利害関係を有する者との取引について取引相手・取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築

- = 措置済み
- ◎ = 法案において取組予定（政省令への委任事項を含む。）
- = 今後措置

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

経営管理体制の強化

- ◎ 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- ◎ 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

所轄庁による指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- ◎ 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等に先駆けて助言・勧告を行える措置を講じる

多様な経営主体によるサービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的資格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

社会貢献活動の義務化

- ◎ 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- ◎ 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員解職勧告、解散命令ができることを明確化

法人税の改革について (抄)

(平成26年6月27日政府税制調査会とりまとめ)

(7) 公益法人課税等の見直し

① 現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される(みなし寄附金制度)。(後略)

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。(後略)

(参考) 社会福祉法人の行う介護事業等の法人税の扱い

| | 通所介護、訪問介護、特養等 (社福・学校法人等が行う場合以外は収益事業に該当) | 認可保育所、幼稚園等 (収益事業に該当しない) | 福祉用具貸付等 (収益事業に該当) |
|--------|--|----------------------------|----------------------|
| 社会福祉法人 | 非課税 | 非課税 | 軽減税率 |
| 営利法人 | 本則税率 | 本則税率 | 本則税率 |

2. 社会福祉法等改正案について

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・ 社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・ 介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
 - 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の縮減措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等
- (2) 事業運営の透明性の向上
 - 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等
- (3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
 - 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
 - ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
 - 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- (5) 行政の関与の在り方
 - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大
 - 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）
- (2) 福祉人材センターの機能強化
 - 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
 - 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけた国家試験の義務付けを漸進的に導入等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
 - 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
 - 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金

③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備

○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜現行＞

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜見直し後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置

- (審議事項)
- ・ 定款の変更
 - ・ 理事・監事の選任 等

- (決議事項)
- ・ 定款の変更
 - ・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・ 理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

| | 現行 | | 見直し案 | | 公益財団法人 | | 規制改革 実施計画 |
|---|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----|---------------|
| | 備置き 閲覧 | 公表 | 備置き 閲覧 | 公表 | 備置き 閲覧 | 公表 | |
| 事業報告書 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — |
| 財産目録 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — |
| 貸借対照表 | ○ | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (通知で措置済) |
| 収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書) | ○ | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (通知で措置済) |
| 監事の意見を記載した書類 | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — |
| 現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。) | — | ○ (通知) | ○ | ○ | ○ | — | ○ |
| 役員区分ごとの報酬総額 | — | — | ○ (※) | ○ (※) | ○ | — | ○ |
| 定款 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 役員報酬基準 | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 事業計画書 | — | — | ○ | — | ○ | — | — |

(※) 現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

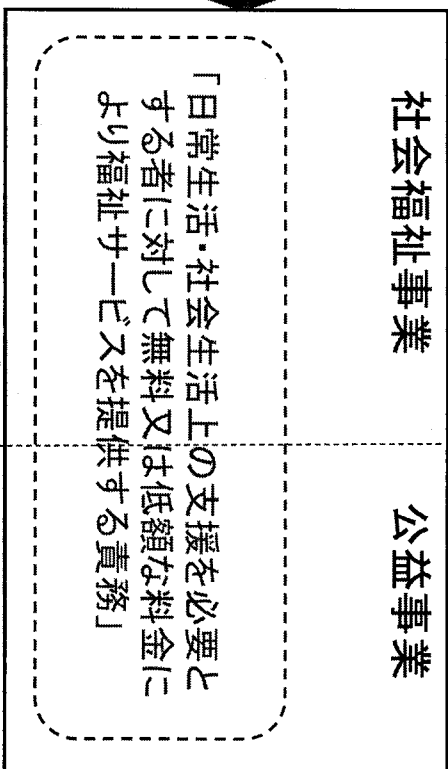
I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬
 ・法人による役員報酬基準の設定と公表
 ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止
 ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
 ・関係者との取引内容の公表
 (対象範囲の拡大)

会計監査人
 ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業



利益

II 余裕財産の明確化

・会計制度の整備(新会計基準の導入)
 ・評議員会による内部牽制
 ・外部監査(会計監査人)の導入
 ・財務諸表の公表
 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産
 ・事業に活用する土地、建物等
 ・建物の建替、修繕
 ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

社会福祉事業等に関する
 ・施設の新設・増設
 ・新たなサービスへの展開
 ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

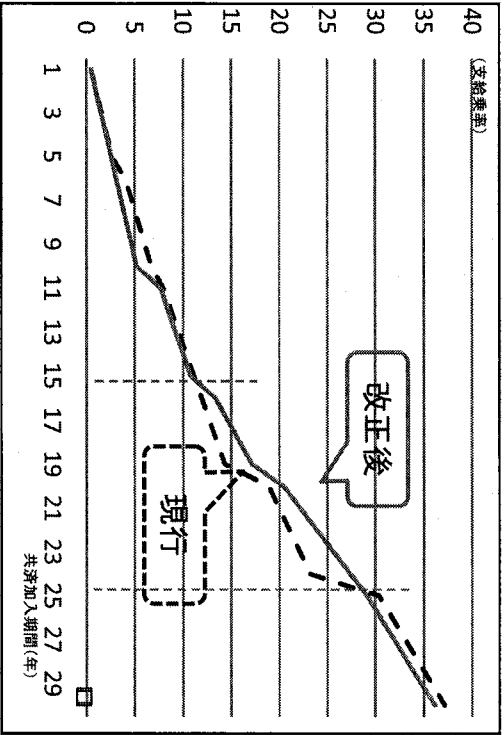
・公認会計士又は執理士による計画の記載内容の確認
 ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
 ・所轄庁による計画の承認
 ・実績の所轄庁への報告と公表
 等



社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールツッティングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

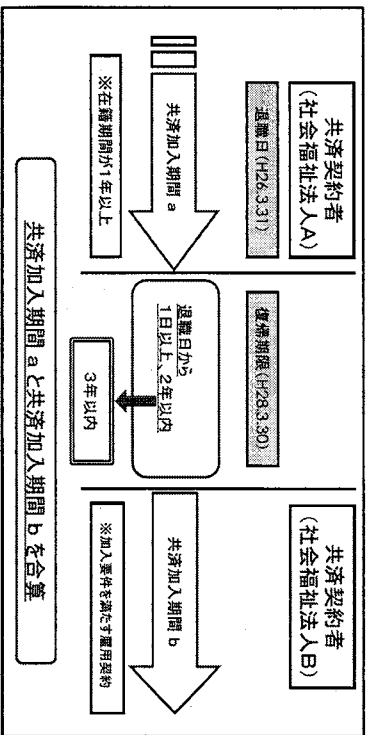
① 給付水準の見直し



③ 公費助成の見直し

| 前回改正 (H18.4.1施行) | | 今回の見直し(案) | |
|---------------------|--|----------------------------|---|
| 給付水準 | 1割引下げ | 長期勤続に配慮するなどの見直し | 出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡充 |
| 共済加入期間の合算 | 退職した日から起算して2年以内 | — | — |
| 介護 | 廃止 | 廃止 | ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入 |
| 障害 | 公費助成の取扱いとは、将来の検討課題 | 公費助成の取扱いとは、平成29年度までに検討し、結論 | ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中 |
| 保育 | 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中 | — | — |

② 共済加入期間の合算制度の充実



3. 評議員会について

ガバナンス(評議員会)関係の論点と対応

※ 評議員会の必置と理事等への牽制機能は、公益財団法人と同等以上の公益性を担保するための重要な柱であり、社会福祉法人非課税の前提条件。

| 論点 | 考え方 | 対応 |
|---|---|---|
| <p>1. 評議員の定数 (7人以上)</p> <p>① 評議員の確保が困難ではないか</p> | <p>○ 理事等への牽制機能を果たすため、一定数の評議員が必要。 (現在の評議員会と実質的に同じ)</p> <p>○ 評議員の数が少ないほど、乗っ取りのリスクが高まるおそれ。</p> | <p>○ 施行は平成29年度。 (改正事項の中で最も遅い時期)</p> <p>○ 評議員の確保を支援する仕組みを設ける。</p> |
| <p>② 小規模法人の経過措置が不十分ではないか</p> | <p>○ PT提言の要請(小規模法人への配慮)とガバナンス確保の必要性を考慮し、経過措置を設定。</p> | <p>○ 小規模法人の評議員定数は、施行日から3年を経過するまでの間は4人以上。</p> <p>○ 評議員の確保を支援する仕組みを設ける。</p> |
| <p>2. 評議員会の権限</p> <p>① 評議員の権限が強すぎるのではないか</p> | <p>○ 公益財団法人と同様の仕組み。法人非課税の前提条件。</p> | <p>○ 評議員の選任方法(定款で規定)は、理事又は理事会による選任以外の方法であれば許容される旨解釈で明示。</p> |
| <p>② 理事の解任権限が濫用され法人の乗っ取りにつながるのではないか</p> | <p>○ 公益財団法人と同様の仕組みであり、法人非課税の前提条件。</p> | <p>○ 解任規定の運用を通知で明確に定め、解任権の濫用を防止。</p> |

小規模法人について配慮すべき事項と対応

| 事項 | 対応 |
|--|---|
| <p>評議員の定数 (第40条第3項)</p> <p>*「定款で定めた理事の員数を超える数」 ⇒7人以上</p> | <p>○一定の事業規模(政令事項)を超えない法人について、施行から3年間で(29年度から31年度まで)、「4人以上」とする。 (附則第10条)</p> <p>*政令:1法人1施設の小規模法人を想定して基準を策定</p> <p>○法人が円滑に評議員の選任を行えるよう、評議員にふさわしい人材の例を具体的に、分かり易く示す。</p> <p>○小規模法人について自治体や社会福祉協議会等が具体的に相談に応じ、評議員を確保する仕組みを設ける。</p> |
| <p>会計監査人の設置 (第37条)</p> | <p>○一定の事業規模(政令事項)以上の法人にのみ設置を義務づける。(第37条)</p> <p>*政令:収益10億円又は負債20億円とすることを検討。 (法人全体の約1割)</p> |
| <p>コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備 (第45条の13第4項第5号)</p> | <p>○一定の事業規模(政令事項)以上の法人にのみ整備を義務づける。(第45条の13第5項)</p> <p>*政令:会計監査人と同じ基準とすることを検討</p> |

評議員としての識見を有する人材について

○ 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

○ 社会福祉法人において円滑に評議員を選任できるように、評議員としての識見を有すると考えられる人材の分かり易い例を示す。

(評議員としての識見を有する人材の例)

- ・社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- ・社会福祉に関する学識経験者(大学教員等)
- ・社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- ・地域の福祉関係者(民生委員・児童委員等)

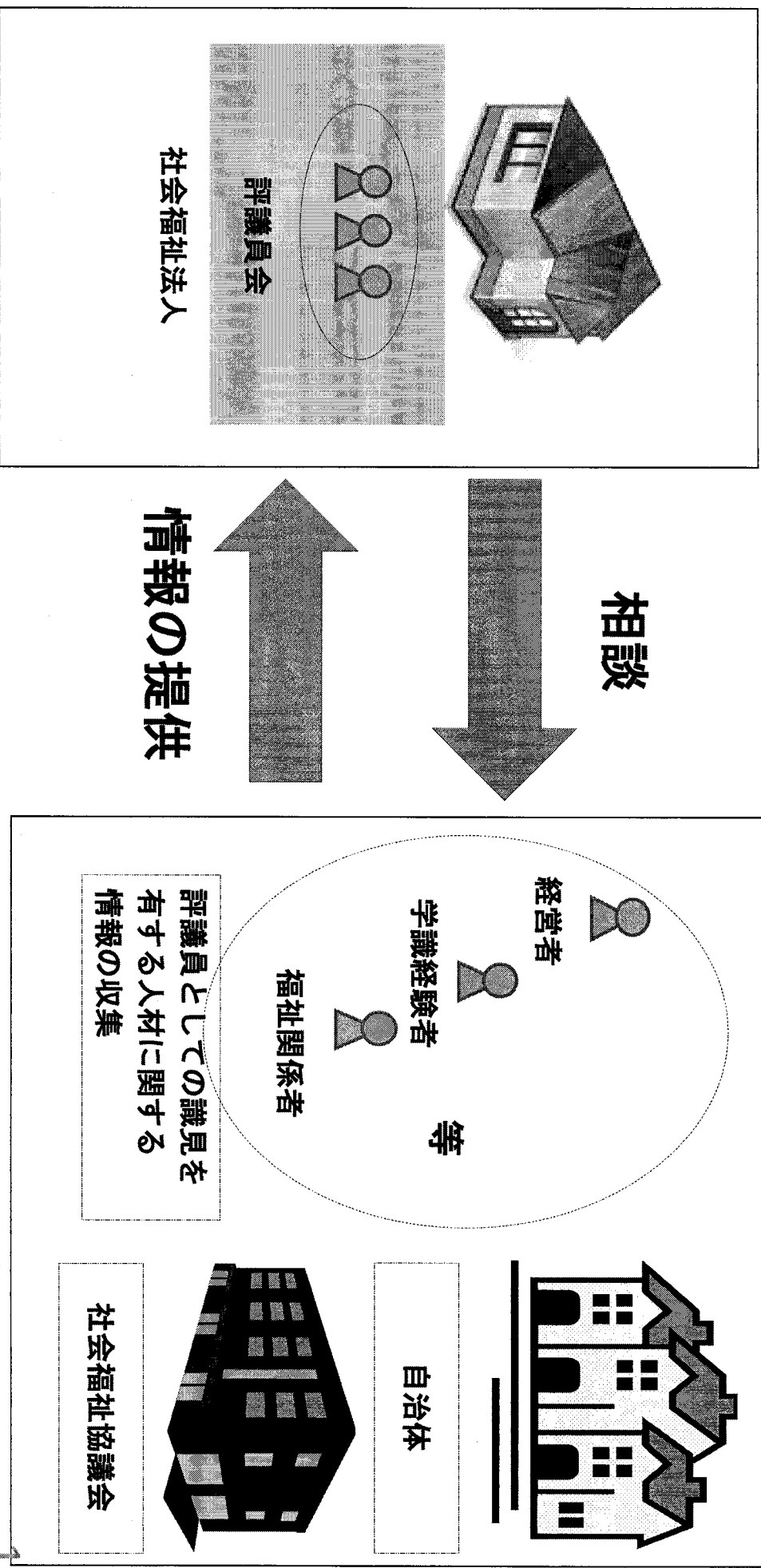
* 民生委員・児童委員数 23.6万人(平成25年)

(配置の考え方)都市部:220~440世帯に1人、町村部:70~200世帯に1人

- ・社会福祉法人職員OB(退職後一定期間を経過した者)
- ・地域の経済団体が適切な者として推薦する者等

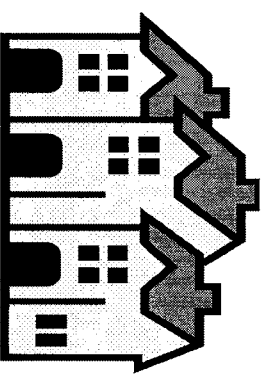
地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 小規模法人等における評議員の確保を支援するため、社会福祉法人からの相談に応じて、評議員としての識見を有する人材に関する情報を提供する仕組みを講ずる。
- 所轄庁や地域の社会福祉協議会において、上記の人材についての情報を収集する。

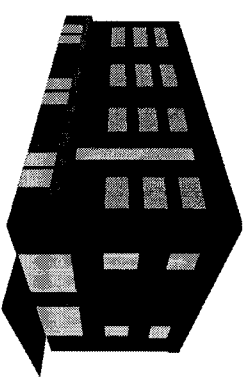


相談

情報の提供



自治体



社会福祉協議会

経営者

学識経験者

福祉関係者

等

評議員としての識見を有する人材に関する情報の収集

評議員会による理事等の選任・解任について

○ 公益性を担保する観点から理事等に対する牽制機能を働かせるため、理事等の選任・解任は評議員会の決議によることとしている。

○ これは平成18年の公益法人改革で一般財団法人・公益財団法人に導入された仕組みであり、公益法人と同等以上の公益性を担保するため、社会福祉法人においても同様の制度とすることは避けて通れない。

※ 評議員会による理事等の解任については、法律上、解任事由が制限されており、評議員が自由に理事等を解任できるわけではない。

※ また、評議員会の決議の無効の確認又は取消の訴え等ができる。

◎社会福祉法改正案

第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

※ 一般財団法人・公益財団法人において、法人の乗っ取り等により安定的な法人運営が阻害される状況とはなっていない。

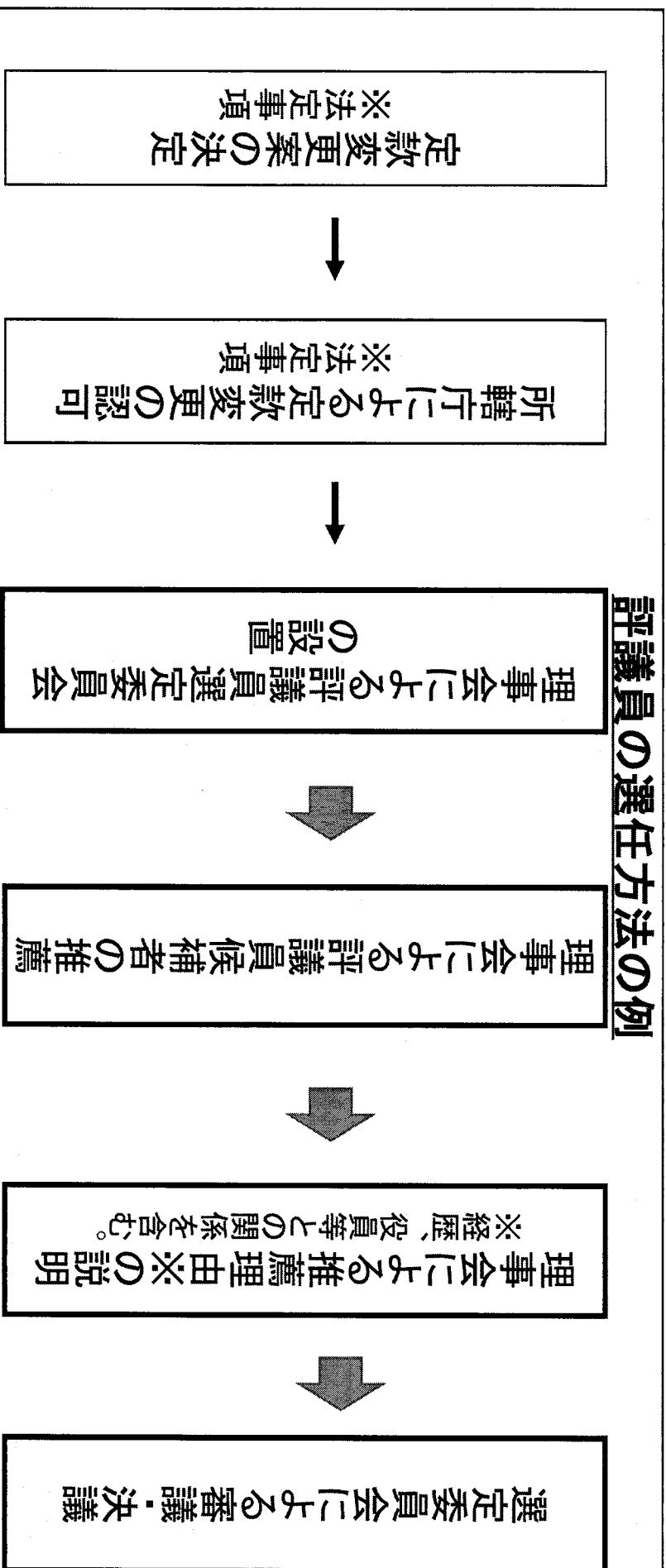
評議員の選任方法(運用)

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている(一般財団法人・公益財団法人と同じ)。理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

評議員の選任方法の例



事務連絡
平成27年9月4日

各都道府県・指定都市・中核市
認定こども園担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法
第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特
例に関する措置を定める命令の公布について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力をいただき大変ありがと
うございます。

本日、「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四
条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令
（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）」が公布されましたの
で送付いたします。（概要は別添のとおり。）

なお、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知
の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知いただきますようお願いいたしま
す。

また、幼保連携型認定こども園における食事の提供にかかる取扱いにつつま
しては、別途改めて通知させていただきますので、御留意願います。

【本件連絡先】

（事業の内容について）

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）

TEL : 03-6257-3095（直通）

（構造改革特区制度について）

内閣府地方創生推進室

TEL : 03-5510-2159（直通）

<別添>

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令について

1. 内容

幼保連携型認定こども園における食事の提供については、保育を必要とする園児に食事を提供するときは、自園調理にて行うことを原則としつつ、一定の要件を満たす場合には、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとしている。

今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について」（平成27年1月30日閣議決定）を踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）（以下「特区省令」という。）を制定し、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における公立の幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供について、以下に掲げる要件を満たす場合、公立の保育所と同様に、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとした。

また、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条を活用している保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、公立の保育所と同様に外部搬入を認める経過措置（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第5条）を平成27年4月1日より設けていたところ、特区省令の制定に伴い当該経過措置を削除するとともに、特区省令の施行の際現に当該経過措置を活用していた幼保連携型認定こども園については、施行後は、認定を受けて給食の外部搬入を行っているものとみなすこととする。

（特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件）

- 1 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。

- 3 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる事。
- 5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める事。

2. 施行期日

公布の日（平成27年9月4日）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて、厚生労働省プロジェクトチームが提言
～新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」…………… 1
- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について…………… 3
- ・子供の未来応援国民運動発起人会議開催される…………… 5
- ・平成27年度児童虐待防止に向けた行動方針の取り組みについて…………… 5

◆誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて、厚生労働省プロジェクトチームが提言◆

～新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」～

厚生労働省では、平成27年3月13日にとりまとめられた「厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン」における、介護・福祉サービスを融合させる推進方策とともに、担い手となる専門職種を統合・連携させる方策検討の必要性の指摘を受けて、「介護・福祉サービス・人材の融合検討チーム」を4月に設置し、検討を進めていました。

9月17日、厚生労働省に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム*」は、『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』を提言しました。

提言では、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応の3点を課題とし、これらについて検討していく上での視点と改革の方向性が示されています。

特に、児童福祉分野に関連する記述は、「2. 様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築 (2) 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供」及び、「4. 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保 (2) 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策」における、「②福祉分野横断的な基礎的

知識の研修」及び「③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進」に見ることができます。

2. 様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築

(2) 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供

(総合的なサービス提供の阻害要因の改善等)

- 具体的には、「小さな拠点」の整備の推進や総合的な支援提供の仕組みの構築と併せて、多世代交流・多機能型の取組に際し障壁となっている各制度の人員配置基準、施設基準の改善について検討する必要がある。

その際、実際には国は求めているが、自治体の運用において規制されている事項もあると考えられる。このため、まずは現状においても運用上対応可能な事項に係るガイドラインを策定し、その周知を図ることとする。また、必要に応じ報酬改定も視野に、各制度の人員配置基準、施設基準の緩和を検討することとする。

- さらに、こうした基準の緩和も踏まえ、複数分野のサービスや包括的な相談支援を行う際に、円滑に報酬が支払われるよう整理を行い、制度上の分類が事業者等の取組を阻害する点があればさらに報酬の支払い方法※等を見直すことを検討する。

※ 現在、基準を満たさない場合でも一定の条件の下で報酬の支給を認める基準該当サービスの仕組みがあるが、この基準該当サービスも活用できない又は活用しにくい場合についてどう考えるか、といった課題がある。

- 併せて、例えば、児童のための施設として整備したが、年数の経過に伴う需要の変化等により高齢者のための施設として運用したいという場合に、施設の転用が難しいといった声がある。このため、各分野の補助金により整備した施設を10年未満で他の福祉施設に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化を検討する。

4. 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保

(1) ~略~

(2) 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策

(人材の育成・確保に向けた具体的方策)

- 福祉人材の育成・確保については、分野ごとにと取組が進められてきたが、それらの取組の考え方や状況を踏まえつつ（~略~）分野横断的な視点から、福祉分野の中での人材の移動を円滑にし、汎用性の高い多様な人材の育成を進めるという基本的な考え方に立ち、具体的な人材の育成・確保の検討・取組が進められる必要がある。その際には、社会福祉法に基づく福祉人材確保指針などにおいてこうした考え方を示しつつ、（~略~）可能な取組から具体化することが必要と考えられる。

- ② 福祉分野横断的な基礎的知識の研修

様々な分野にわたる知識や技能は、複合的な課題に対するアセスメントや、様々な支援のコーディネート、様々な福祉サービスの一体的提供に資するため、保育・障害・介護など、様々な福祉分野の共通的な基礎的知識を修得するための研修等の創設などの方策を講じる。

- ③ 福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進
福祉人材の多様なキャリア形成を支援するとともに、福祉労働市場内での人材の移動を促進するため、福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除や、複数資格の取得を容易にするための環境整備を図る。また、中核的な役割を果たすべき人材である介護福祉士の養成促進や、社会的養護において様々な課題を抱えた児童等の養育に対応できる人材の育成を促進する。

※下線部脚注、全保協事務局

なお、今般の提言の中では、本年4月の一部報道にあった「介護福祉士や保育士などの資格の一本化」といった内容ではなく、あくまで、複数資格の取得の際に、必要な科目の重複等の一部免除などによって環境整備に取り組む、としています。

提言の全文・概要等の資料は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

*「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」構成員は、プロジェクトチーム・幹事会・ワーキングチームいずれも、現職の厚生労働省職員。

【参考】

○新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会（平成27年9月17日）
 厚生労働省ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会・援護局（社会）が実施する検討会等>新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000098006.html>

◆「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について◆

9月1日、内閣府・文部科学省・厚生労働省の一府二省から、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日：府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）に係る記載の訂正について、事務連絡が発出されました。

訂正の内容は、下表のとおりです。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の正誤表

| 正誤箇所 | 正 | 誤 |
|---------|---|------------------------------------|
| P5 33行目 | 基準年度以前に | 基準年度の前年度以前に |
| P5 33行目 | 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進分又は財務状況の改善の支援分を除く。））及び保育料等 | 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金 |

| | | |
|--------------|---|---|
| P6 15行目 | 基準年度以前に | 基準年度の前年度以前に |
| P6 26行目 | 基準年度以前に | 基準年度の前年度以前に |
| P10 別紙様式2 | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法 | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間 |
| P10 別紙様式2 | (3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法 | (3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間 |
| P13 別紙様式4 | (1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額(* 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。) | (1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 |
| P13 別紙様式4 | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額(* 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。) | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 |
| P14 別紙様式4 | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額(* 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。) | (2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 |
| P14 別紙様式4 | (3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額(* 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。) | (3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 |

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日）の内容及び訂正についての事務連絡の全文は、別紙1及び以下をご参照ください。

【参考】

○別紙1：「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日）※訂正前の内容

○「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日）

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

○「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について（平成27年3月31日）

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

◆子供の未来応援国民運動発起人会議開催される◆

平成 27 年 10 月 19 日（月）、総理官邸において、子どもの未来応援国民運動発起人会議が開催された。

冒頭、加藤勝信内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）、世耕弘成内閣官房副長官、伊藤一郎発起人代表（旭化成取締役社長、日本経団連審議員会副会長）から、子どもの未来応援国民運動の重要性等に関する挨拶があった。

その後、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」等（平成 28 年度概算要求の際、既報）について、香取厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、河村文部科学省生涯学習政策局長から説明があった。

また、「子供の未来応援国民運動の展開について」（別紙 2）は、中島内閣府大臣官房審議官、日本財団から説明があった。

〔子供の未来応援国民運動概要〕

○10 月 1 日に、子どもの未来応援国民運動推進事務局が内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に構成された。

○推進事務局の事業は、

- ・ホームページの開設（支援情報ポータルサイト、マッチングサイト、基金のページ）

- ・子供の未来応援基金の創設

（連絡先窓口は、内閣府子どもの貧困対策推進室（基金を除く全般）、公益財団法人日本財団コールセンター（基金事項））

そののち、本人出席した発起人それぞれから国民運動への思い、期待、意見等の発言があり、伊藤発起人代表からは、「子供の未来応援基金への御協力について（案）」（別紙 3）の提案がされ、発起人一同から賛意を得た。今後、この文書により、各方面に基金の協力を依頼することとなった。

最後に、菅義偉内閣官房長官から挨拶があり、終了した。

全社協の児童関係種別からは、藤野全養協会長、廣瀬全母協総務委員長（大塩会長代理）が出席した。

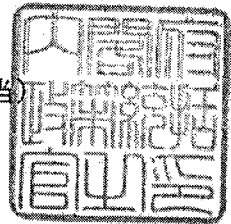
◆平成 27 年度児童虐待防止に向けた行動方針 の取り組みについて◆

全国社会福祉協議会は、平成 25 年度より継続して、国の「児童虐待防止推進月間」（11 月）に合わせ、「児童虐待防止に向けた行動方針」を定め、各地域の実情に応じて具体的な行動に積極的に取り組んでいただくようお願いしています。詳細は、別紙 4「平成 27 年度児童虐待防止に向けた行動方針」をご参照ください。

府政共生第349号
26文科初第1463号
雇児発0331第10号
平成27年3月31日

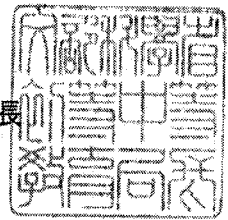
各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）



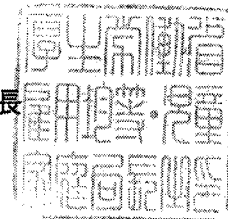
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

(目的)

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

(加算対象)

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とする。

(加算率の認定)

処遇改善等加算（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととし、その基準及び事務処理は次によられたいこと。都道府県知事は、施設・事業所ごとに認定した加算率を管轄する市町村長に通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。

(賃金改善要件分等に係る使途)

施設型給付費及び地域型保育給付費は、委託費として支給を受ける私立保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）を除き、その使途を制限しないことを基本としているが、賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、上記目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

(提出時期)

加算の認定を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

- (1) 当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たり平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成26年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員1人当たり平均勤続年数（以下「平成26年度の平均勤続年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げ

る年数に該当し、かつ、職員1人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が3%となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

(加算率区分表)

| 職員一人当たりの平均勤続年数 | 加算率 | | |
|--|-----|---------|-------------|
| | 基礎分 | 賃金改善要件分 | うちキャリアパス要件分 |
| 11年以上 | 12% | 4% | 1% |
| 10年以上 11年未満 | 12% | 3% | |
| 9年以上 10年未満 | 11% | | |
| 8年以上 9年未満 | 10% | | |
| 7年以上 8年未満 | 9% | | |
| 6年以上 7年未満 | 8% | | |
| 5年以上 6年未満 | 7% | | |
| 4年以上 5年未満 | 6% | | |
| 3年以上 4年未満 | 5% | | |
| 2年以上 3年未満 | 4% | | |
| 1年以上 2年未満 | 3% | | |
| 1年未満 | 2% | | |
| 備考 | | | |
| 1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。 | | | |
| 2 賃金改善要件分は、2(1)の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2(2)のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。 | | | |

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

| ①平成26年度の平均勤続年数 | ②職員1人当たりの平均勤続年数 | ③賃金改善要件分 |
|---|-----------------|----------|
| 7年以上 8年未満 | 7年以上 8年未満 | 2% |
| | 4年以上 6年未満 | |
| | 2年未満 | |
| 5年以上 6年未満 | 4年以上 6年未満 | 2% |
| | 2年未満 | |
| 4年以上 5年未満 | 5年以上 6年未満 | 2% |
| | 4年以上 5年未満 | 1% |
| | 1年以上 2年未満 | 2% |
| | 1年未満 | 1% |
| 1年以上 2年未満 | 2年未満 | 2% |
| 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2% |
| | 1年未満 | 1% |
| 備考 | | |
| 本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。 | | |

(ア) 当該施設・事業所の職員 1 人当り平均勤続年数は、(イ) の算定の対象となる職員について (ウ) の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数 (6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。) をいうこと。

(イ) 職員 1 人当り平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員 (嘱託職員等の非常勤職員を除く。) とすること。(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当り平均勤続年数を算定すること。) ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする。

- ① 学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
- ② 社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③ 児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
- ④ 認可外保育施設 (児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設) における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数 (保健師又は看護師に限る。)

(エ) (ア) の職員 1 人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行うこと。

ただし、年度の途中で新たに子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項及び同法第 29 条第 1 項の市町村による確認 (同法附則第 7 条及び第 8 条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。) を受けた施設・事業所における当該算定については、その支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があつても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないものであること。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式 1 の「加算率認定申請書」(賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 の「賃金改善計画書」及び別紙様式 3 の「キャリアパス要件届出書」を添付させること。) を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する

加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

2 加算の要件

(1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ)②により算定される賃金改善見込額が(イ)①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（％）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金（以下「私学助成等」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成等による収入額が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（公定価格による見込額）から当該加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、当該加算見込額を含む公定

価格による見込額から当該私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすることが適当と都道府県知事が認めるときは、当該額を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めることとすること。

- ② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額
 - ③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること
 - ④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）
 - ⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること
- (ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- (エ) (オ) ①の加算実績額（基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(ア) ②の賃金改善見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額）と(オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。
- (オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

① 加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額（実績）」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）」÷「加算率（%）」（千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすること。

- ② 賃金改善実施期間
- ③ ②の期間における次の事項
 - ア 対象となる職員の総数
 - イ 賃金改善を実施した職員数
 - ウ 職員に支給した賃金総額
 - エ 職員一人当たりの賃金月額
- ④ 実施した賃金改善の方法
- ⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含

む。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払い方法

⑦ 職員1人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員(非常勤職員を含む。)とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ)①及び(オ)①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること(都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。)。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。

また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

(2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払

われるものを除く。)について定めていること。

③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の a) 及び b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。

b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（1）及び（2）の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

別紙様式1

平成 年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

知 事 殿

平成 年 月 日

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 市 町 村 名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所類型 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所番号 | | | | | | | | | | |
| 設 置 者 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|--|---------------|--------------------------|
| ①Cをもとに適用される 基礎分の値 | ②賃金改善要件分の値 ③が否の場合は、キャリアバス要件分の値 を減じること。 | ③キャリア バス要件 | 施設・事業所に適用される 加算率(①+②) |
| % | 適・否 | % | 適・否 |

※保育所における経過措置に該当する場合のみ記入すること。

| | |
|-------------------|------------------|
| 平成26年度の 平均勤続年数 | 前年度賃金改 善要件分の値 |
| 年 | % |

| 定 員 | 地 域 区 分 | | 開 設 年 月 日 | | 年 月 日 | |
|----------------------|----------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|--------------------|
| 職員1人 当り平均 勤続年数 | 氏 名 | 職 種 | ア 現に勤務する 施設・事業所の 勤続年数 | イ その他の 施設・事業所の 通算勤続年数 | ウ 合計 ア+イ | その職種の資格取得 年 月 日 |
| | | | 年 月 | 年 月 | 年 月 | |
| | 合 計 | A 人 | | | B | |
| | 職員1人 当り平均 勤続年数 | (算式) $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ) | | | C | 年 |

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。

市町村審査
担 当 者 名

(印)

平成 年度賃金改善計画書

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 市 町 村 名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所類型 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所番号 | | | | | | | | | | |

(1) 賃金改善について

| | | |
|-------------|-----------------|---|
| ① 加算見込額 | | 円 |
| ② 賃金改善見込額総額 | | 円 |
| ③ 賃金改善実施期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | |

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について

| | | |
|--|---|---|
| ① 賃金改善見込額 | | 円 |
| ② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。) | 基本給、手当 ()、賞与(一時金)、その他 () | |
| ③ 賃金改善実施期間 | (留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について

| | | |
|--|---|---|
| ① 賃金改善見込額 | | 円 |
| ② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。) | 基本給、手当 ()、賞与(一時金)、その他 () | |
| ③ 賃金改善実施期間 | (留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業 者 名
 代 表 者 名



別紙様式2（添付書類）

資金改善計画書（内訳表）

| 番号 | 都道府県名 | 市町村名 | 施設・事業所名 | 算式による加算見込額（円） （注1） | 配分調整後の加算見込額（円） （注2） |
|----|-------|------|---------|-----------------------|------------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 合計額 | 合計額 |
| | | | | | |

注1：2（1）（イ）①により算定された加算見込額
 注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算見込額

平成 年度キャリアパス要件届出書

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 市 町 村 名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所名 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所類型 | | | | | | | | | | |
| 施設・事業所番号 | | | | | | | | | | |

キャリアパスに関する要件について

| | | | |
|---|---|----------|--|
| 次の内容について、当てはまるものに○をつけること。 (①及び②に該当していれば本要件を満たす。) | | | |
| ① | 次の a から c までのすべての要件を満たす。 a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。 b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。 | 該当 ・ 非該当 | |
| ② | 次の d 及び e の要件を満たす。 | 該当 ・ 非該当 | |
| d | 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 | | |
| e | dの実現のための具体的な取り組みの内容 | ア | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。(資質向上のための計画を添付すること。) |
| | | イ | 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。 |

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名

印

平成 年度賃金改善実績報告書

| | |
|----------|--|
| 市 町 村 名 | |
| 施設・事業所名 | |
| 施設・事業所類型 | |
| 施設・事業所番号 | |

(1) 賃金改善実績

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| ① 加算実績額 | | 円 |
| ② 賃金改善実施期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | |
| ③ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て) | | 円 |
| ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額 | | 円 |
| イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 | | 円 |
| (再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額 | | 円 |
| ④ 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額 (①-③) (残額が生じた場合のみ) | | 円 |
| 支払った給与の項目 | 基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 () | |
| 具体的な支払い方法 | | |

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

| | | |
|--|-----------------------------|---|
| ① 対象職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月)) | | 人 |
| ② 賃金改善を実施した職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月)) | | 人 |
| ③ 対象職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月)) | | 人 |
| ④ 賃金改善を実施した職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月)) | | 人 |
| ⑤ 支給した賃金総額 (1)②の期間における総額) | | 円 |
| ⑥ 職員1人当り賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③) | | 円 |
| ⑦ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額) | | 円 |
| ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額 | | 円 |
| イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 | | 円 |
| ⑧ 賃金改善の方法 | 基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 () | |
| 改善した給与の項目 | | |
| 賃金改善の具体的な方法 | | |
| ⑨ 1人当り賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③) | | 円 |

イ非常勤職員

| | | |
|---|--|--------------------------|
| ① | 対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ② | 賞金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ③ | 対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ④ | 賞金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ⑤ | 支給した賞金総額 （(1)②の期間における総額） | 円 |
| ⑥ | 職員1人当り賞金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③） | 円 |
| ⑦ | 賞金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額） | 円 |
| | ア 賞金改善を行った場合の賞金の総額 | 円 |
| | イ 基準年度における賞金水準を適用した場合の賞金の総額 | 円 |
| ⑧ | 賞金改善の方法 | 基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ） |
| | 改善した給与の項目 | |
| ⑨ | 賞金改善の具体的な方法 | |
| | | |
| | | |
| ⑩ | 1人当り賞金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③） | 円 |

(3) 教育・保育従事者以外に係る賞金改善実績

| | | |
|---|--|--------------------------|
| ① | 対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ② | 賞金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ③ | 対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ④ | 賞金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)） | 人 |
| ⑤ | 支給した賞金総額 （(1)②の期間における総額） | 円 |
| ⑥ | 職員1人当り賞金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③） | 円 |
| ⑦ | 賞金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額） | 円 |
| | ア 賞金改善を行った場合の賞金の総額 | 円 |
| | イ 基準年度における賞金水準を適用した場合の賞金の総額 | 円 |
| ⑧ | 賞金改善の方法 | 基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ） |
| | 改善した給与の項目 | |
| ⑨ | 賞金改善の具体的な方法 | |
| | | |
| | | |
| ⑩ | 1人当り賞金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③） | 円 |

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名

印

別紙様式4（添付書類）

資金改善実績報告書（内訳表）

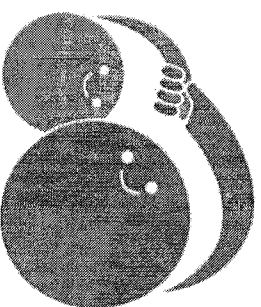
| 番号 | 都道府県名 | 市町村名 | 施設・事業所名 | 算式による加算 実績額（円） （注1） | 配分調整後の加 算実績額（円） （注2） |
|----|-------|------|---------|---------------------------|----------------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 合計額 | 合計額 |
| | | | | | |

注1：2（1）（オ）①により算定された加算実績額

注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算実績額

子供の未来応援国民運動の展開について

—貧困の連鎖の解消を目指して—



子供の未来は日本の未来

平成27年10月19日

内閣府子供の貧困対策推進室

目次

I. 全体の概要

1. 主な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 子供の未来応援国民運動の始動・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 子供の未来応援国民運動推進事務局の設置・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 子供の未来応援国民運動のシンボルマーク等・・・・・・・・・・・・・ 5

II. 子供の未来応援国民運動ホームページ

1. 支援情報ポータルサイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. マッチングサイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 子供の未来応援基金のページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4. その他のコンテンツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

III. 子供の未来応援基金

1. コンセプト及び事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 未来応援ネットワーク事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3. 子供の生きる力を育むモデル拠点事業・・・・・・・・・・・・・ 16
4. 管理運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5. 寄付の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

I 全体の概要

！ 全体の概要 — 主な経緯 —

平成25年

6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布（全会一致で可決成立）

1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

平成26年

8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定

子供の貧困対策に関する大綱 第6 施策の推進体制等 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

平成27年

4月2日 子供の未来応援国民運動 発起人集会（趣意書の採択）

子供の未来応援国民運動 趣意書(抄)

- II 国民運動事業の例
 - ② 支援活動と支援ニーズとのマッチング事業 企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング
 - ④ 支援情報の一元的な集約提供 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
 - ⑤ 民間資金を核とする基金創設の検討 地域に根差した学習支援、生活支援等を行う支援団体への助成
- III 国民運動事業の展開に向けた広報・募金活動 国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを構築し、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、各種支援事業を展開します。

8月28日 子供の貧困対策会議(国民運動の始動の時期等を了承)

10月1日 子供の未来応援国民運動 始動

ホームページ(支援情報ポータルサイト、マッチングサイト等)の開設、基金への募金受入れ開始

年度内 広く基金への理解と協力を求めるためのイベント等の開催を予定

！ 全体の概要

— 子供の未来応援国民運動の始動 —

子供の未来応援国民運動 推進事務局

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に構成

子供の未来応援国民運動 ホームページの開設

- ① 支援情報ポータルサイト **情報を届ける**
国、都道府県、市町村等の支援情報が検索できる支援情報ポータルサイト
- ② マッチングサイト **連携を促す**
企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐマッチングサイト
- ③ 子供の未来応援基金のページ **支援を募る**
基金の事業概要等を紹介し、寄付をすることができる仕組みを構築

子供の未来応援基金の創設

- ① 未来応援ネットワーク事業
草の根で支援を行うNPO等に対して支援を実施
 - ② 子供の生きる力を育むモデル拠点事業
子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを提供
- ※民間資金による基金事業とともに、
国も、自治体等への支援を検討

国、自治体 民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成

宮公民の連携・協働により、すべての子供たちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

！ 全体の概要

ー 子供の未来応援国民運動推進事務局の設置ー

本年4月2日に採択された「子供の未来応援国民運動」趣意書に基づく国民運動を推進するため、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び公益財団法人日本財団を中心に構成された「子供の未来応援国民運動推進事務局」(以下「事務局」という。)を設置する。

事務局の所在・連絡先窓口

【所在】

子供の未来応援国民運動推進事務局(10月1日設置)(合同庁舎8号館8階)

【連絡先窓口】

○国民運動全般に関する事項、ポータルサイト等個別の事業に関する事項
(基金に関する事項を除く)

内閣府子供の貧困対策推進室(10月1日設置)

(電話)03-6257-1438 (メール)kodomonomiraouen@cao.go.jp

○基金に関する事項

公益財団法人日本財団コールセンター

(電話)03-6229-5111 (メール)cc@ps.nippon-foundation.or.jp

！ 全体の概要

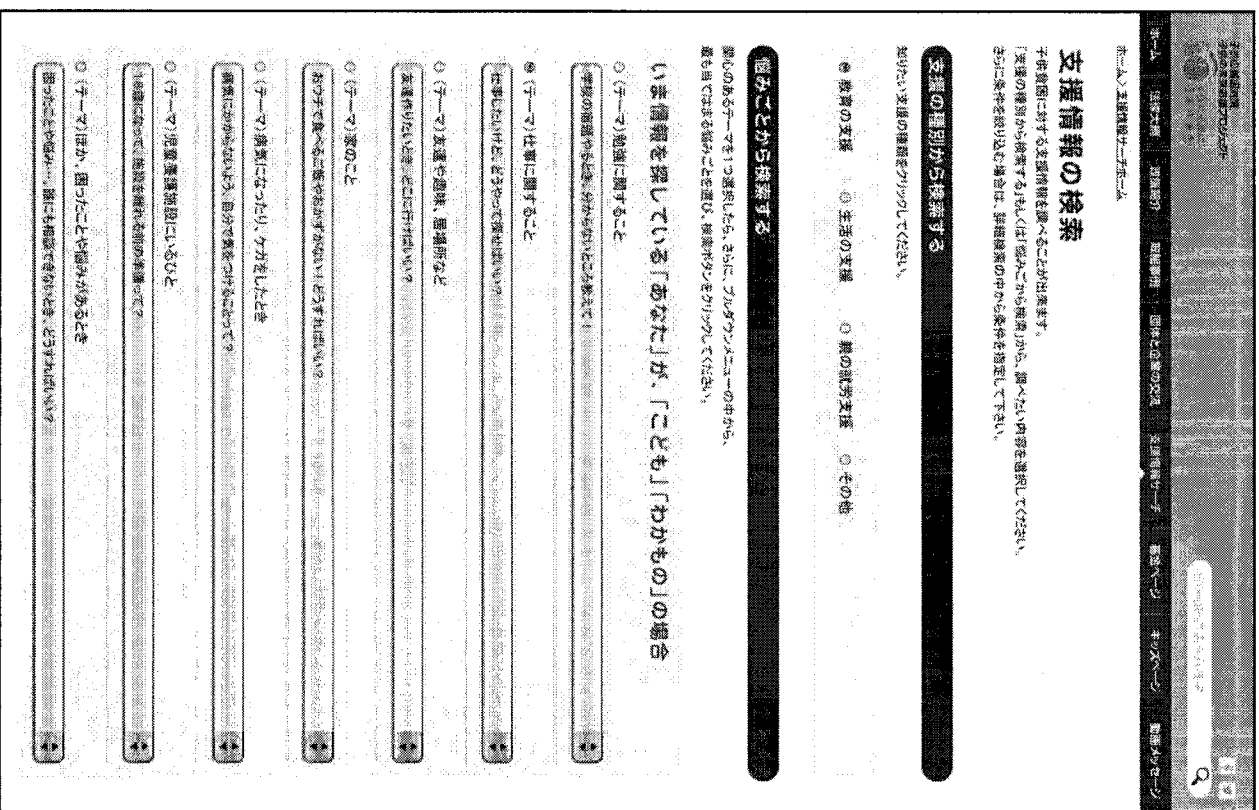
— 子供の未来応援国民運動のシンボルマーク等 —



シンボルマーク
大人が子供に寄り添いながら、優しくその手を握りしめることで、一緒に未来を築いていこうとする姿を表したものだ。

キヤッチフレーズ
貧困の連鎖を解消し、子供たち一人ひとりが未来に向けて夢と希望を描ける社会を実現することが、日本の明るい未来につながるという意味を込めたものだ。

Ⅱ 子供の未来応援国民運動 ホームページ



目的

支援を必要とする方に、必要な支援(情報)を届ける
 国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策(支援情報)を一元的に集約し、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備

当事者自身はパソコン等を有していない可能性もあり、主にその支援者が、当事者から相談を受けながら、必要な支援をコーディネートするための利用を想定

当事者へ配慮し、「進学したいけどお金がない」、「お腹が空いたけど食べ物を買うお金がない」等、当事者が有する具体的な悩みごとからも支援情報が検索可能

機能

- 中央省庁、都道府県及び政令市の施策を合わせて約2000施策を掲載(27年10月1日現在)
- 28年度当初には全市区町村の支援情報を掲載予定
- 支援の種類、悩みごとの種類(計60を設定)、フリーワード、施策の実施主体から検索が可能

Ⅱ 子供の未来応援国民運動ホームページ 支援情報ポータルサイト②

【いま情報を探している「あなた」が「子ども」「わかもの」の場合】

〔勉強に関すること〕

「学校の宿題やるとき、分からないところ教えて！」
「勉強道具や学校の制服が無い！買うお金も無い！どうすればいい？」
「高校や専門学校・大学行きたいけど、受験勉強のしかた教えて！」
「高校や専門学校・大学行きたいけどお金無いとき、どうすればいい？」

〔仕事に関すること〕

「仕事したいけど、どうやって探せばいい？」
「面接を受けたいけど履歴書やスーツ、化粧品がない、どうすればいい？」
「面接を受けたいけど子供の面倒をみてくれる場所もない！
どうすればいい？」
「仕事に要る資格とりたいけどお金がない！どうすればいい？」

〔友達や趣味、居場所など〕

「友達を作りたいとき、どこに行けばいい？」
「お金かけないで趣味や習い事をしたいとき、どうすればいい？」
「放課後、一人ぼっちでさびしいとき、どうすればいい？」

〔家のこと〕

「家で食べるご飯やおかずがない！どうすればいい？」
「生活のための家具・家電が無くて困ってる！」
「家族と一緒に住んでいる大人のこと困ってる！」
「叩いたり、嫌なことをしてくる大人がいる、どうすればいい？」
「家に居づらく、今日ねる場所がない！どうすればいい？」
「住む家がありません、どうすればいい？」

〔病気になったり、ケガをしたとき〕

「病気にかからないよう、自分で気をつけることって？」
「病気だけ（ケガをしたけど）、保険証やお金がないとき、どうすればいい？」

〔児童養護施設にいるひと〕

「18歳になって、施設を離れる前の準備って？」
「施設を離れた後の、仕事や住む場所、どうやって探すの？」
「施設を離れた後も、勉強したい人はどうすればいい？」

〔ほか、困ったことや悩みがあるとき〕

「困ったことや悩み…。誰にも相談できないとき、どうすればいい？」
「同じ悩みを持った仲間っていますか？」
「法律の相談をしたいときって、どうすればいい？」
「外国籍で日本語が良く分からない。どうすればいい？」
「近所にいるいる相談できる機関を教えてください！」

II 子供の未来応援国民運動ホームページ 支援情報ポータルサイト③

【いま情報を探している「あなた」が、「おや」「おとな」の場合】

（妊娠・出産、幼児の子育て中の悩み）

- 「お腹に赤ちゃんができたけど、お金がない。どうすればいい？」
「赤ちゃんが産まれたけど、お金がない。どうやって育てればいい？」
「赤ちゃん育てる悩みを相談できる『ママ友』『パパ友』作るには？」
「赤ちゃん（子供）が病気？保険証もお金も無いけど、どうすればいい？」
「保育所や幼稚園へ通わせたいけどお金がないとき、どうする？」

（子供が小・中学生の方の悩み）

- 「今度、子供が小学校（中学校）に通うのですが、文房具や制服を買うお金がない。どうすればいい？」
「生活が苦しくて、学校の給食費を払えない。どうすればいい？」
「お金が無くて、子供を修学旅行に参加させられない。何とかしたいけど、どうすればいい？」
「放課後、子供が家でひとりでぼっち、さびしそう。お友達を作れるところってない？」
「生活が苦しいけど、子供に興味や習い事を経験させたい。誰か教えてくれる方いない？」
「子供が不登校（ひきこもり）。誰か相談できる人いませんか？」
「子供が学校に行かなくなっちゃった。他にどこか勉強できる場所はない？」

（子供が高校生以上の方の悩み）

- 「高校に進学させたけど、学費が払えなくなったらどうすればいい？」
「高校に行かなくなった（中退した）子供に、高卒資格を取らせるには？」
「お金がないけど、子供を大学（専門学校）に行かせたいときって、どうすればいい？奨学金って、どういう制度がある？」
「子供が働かない（働けない）。仕事につかせるにはどうすればいい？」

（生活費の悩み）

- 「ひとりの親だけ、児童扶養手当って、どういう制度なの？」
「生活保護って、どういう制度なの？」
「お金に困ったとき、無利子で安心してお金借りられるところって？」
「お金が無くて、生活用品や衣類を上手にそろえるには？」

（家の悩み）

- 「家賃を滞納してしまい、大家さんに出て行くよう言われていますが、行くところがない。どうすればいい？」
「暴力をふるう元パートナーから逃げています。元パートナーから離れて、子供と安心して暮らせる住まいはない？」

（食事の悩み）

- 「お金に困って、子供に栄養のある食事用意できません。どうすればいい？」
「安くておいしい食事の調理のしかた、誰か教えてくれない？」

（仕事の悩み）

- 「子育てでプログラミングもあって、良い仕事が見つからない。どこに相談すればいい？」
「高校を出ていないので、良い条件の仕事が見つからない。高卒資格を取りたいけど、どうすればいい？」
「夜勤しているけど、子供の面倒をみてくれる場所、ない？」
「子供が病気になっても仕事を休めない。病気の子供を保育してくれる場所ってない？」

（ほか、困ったことや悩みがあるとき）

- 「困ったことや悩み…。だれにも相談できないとき、どうすればいい？」
「同じ悩みを持った仲間っていますか？」
「法律の相談をしたいときって、どうすればいい？」
「外国籍で日本語が良く分かりません。どうすればいい？」
「近所でのいろいろ相談できる機関を教えてください」

II 子供の未来応援国民運動ホームページ マatchingサイト



目的

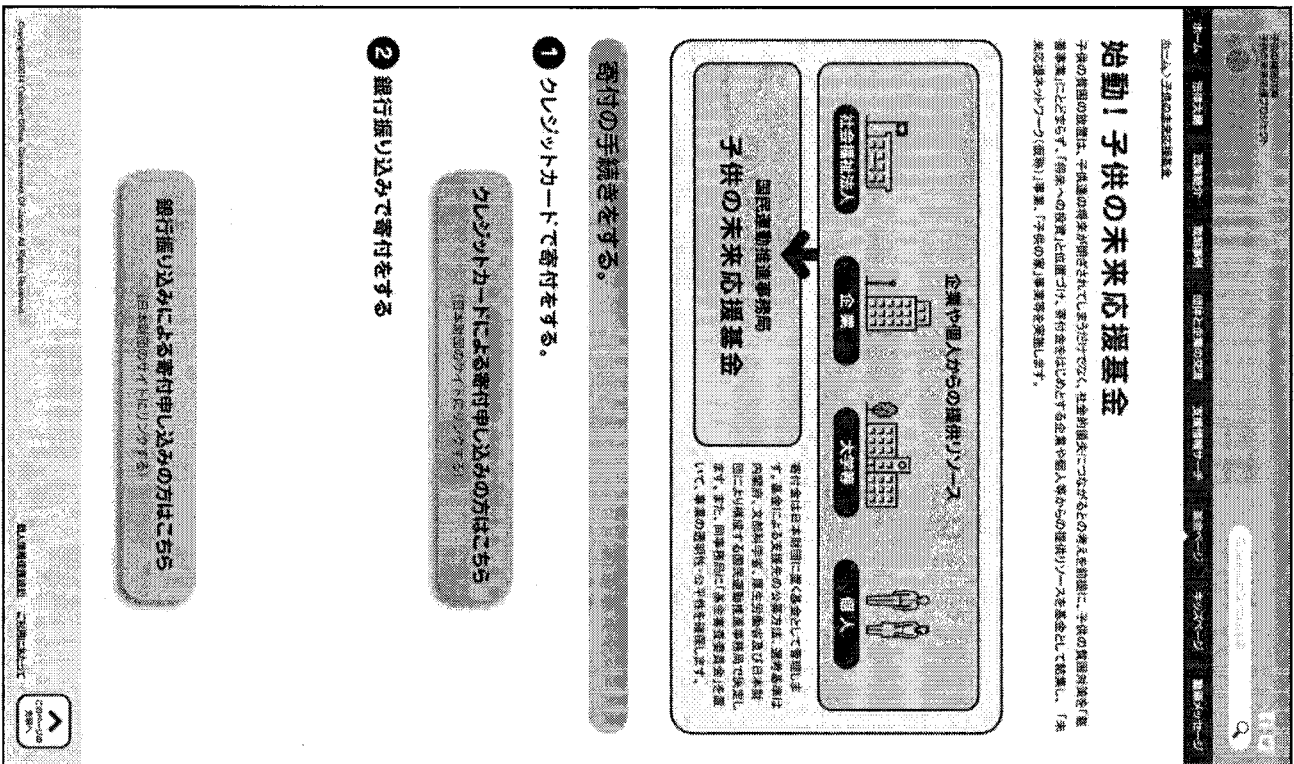
企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐ

草の根で活動する支援団体の多くが、運営基盤が弱い
 であること等に鑑み、民間同士で連携し、助け合えるきつ
 かけをつくるため、双方向で情報を提供、収集できるマツ
 チングサイトを開設

機能

- NPO等団体と企業は、マッチングサイトに登録の上、
 それぞれ支援要請内容、支援提供内容を登録
 なお、登録時には利用規約及び留意事項への同意
 が必要
- 支援の要請内容、支援の提供内容、評価の高いユ
 ーザー（団体、企業）をそれぞれランキング形式にて
 表示（27年11月以降）
- メール機能やソーシャルメディアとの連携など、より効
 率的にマッチングできる機能を整備

Ⅱ 子供の未来応援国民運動ホームページ ー子供の未来応援基金のページー



目的

国民に対し、基金への理解と協力を求める

貧困の連鎖を断ち切ることは、社会にとって「将来への投資」につながるという理念等について、国民に対し、理解と協力を求め、提供ソースを基金として結集するための情報発信

機能

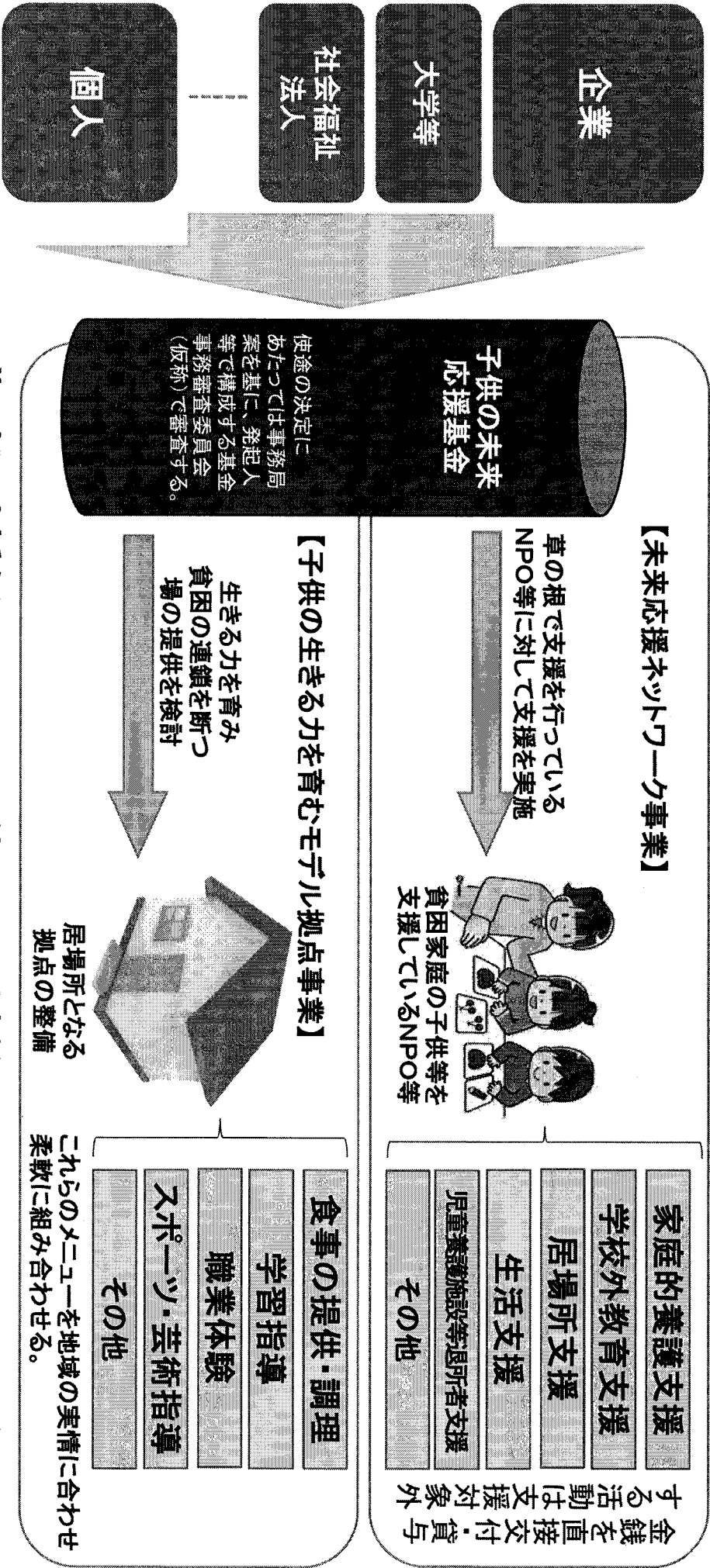
- 基金のコンセプトや基金により実施する事業の紹介
→ 詳細は本資料 P13以降
- ホームページからの寄付の方法は以下の2通り。
 - ① クレジットカードによる寄付(日本財団のサイトへリンク)
 - ② 銀行振り込みによる寄付(日本財団のサイトへリンクし領収書の発行が可能)
- その他、身近な金融機関からの直接振り込みも可能
- 寄付に対しては、寄付金控除や損金算入など、税制上の優遇措置が適用される

Ⅲ 子供の未来応援基金

Ⅲ 子供の未来応援基金

ーコンセプト及び事業概要ー

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまっただけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「将来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを基金として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。

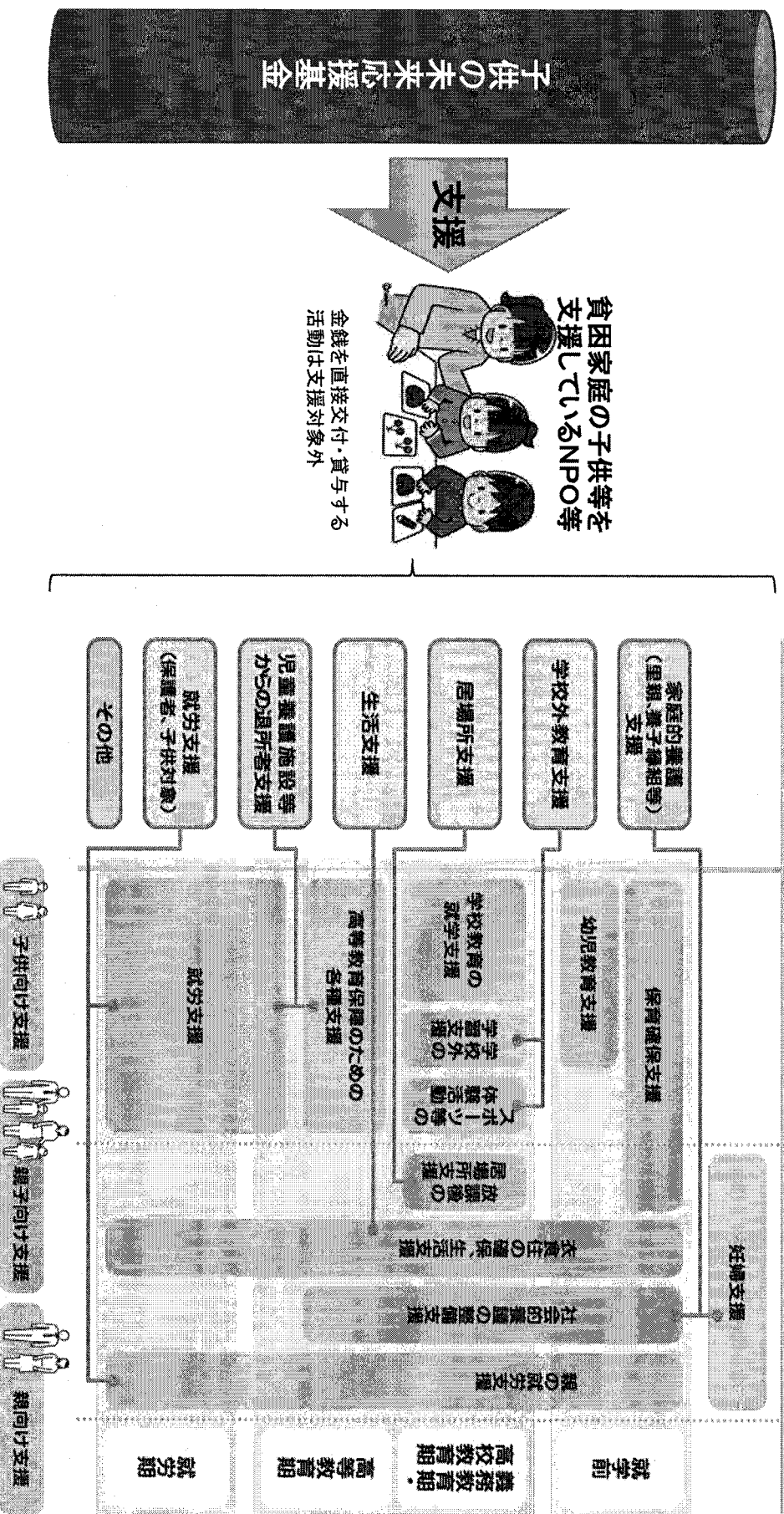


※草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体の取組等への支援を検討

III 子供の未来応援基金

— 未来応援ネットワーク事業 —

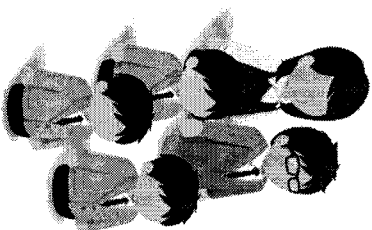
貧困の状況にある子供等に寄り添って草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備する。



Ⅲ 子供の未来応援基金

—子供の生きる力を育むモデル拠点事業—

子供の生きる力を育むモデル拠点事業では、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを、地域の支援スタッフが子供たちに提供する。



地域の支援スタッフ

- ・管理者(教員OBや主任児童委員など地域の人材)
- ・ソーシャルワーカー等
- ・プログラム提供者(企業、NPO等)

生きる力育成プログラム(例)

自己実現能力

- ・学習指導(学力)
- ・スポーツ(運動能力、リーダーシップ、協調性)

慣れとなるロールモデルの提示

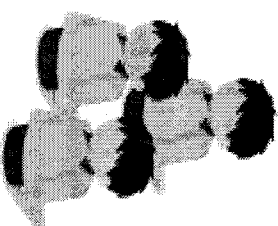
- ・地元企業等での職業体験
- ・大学生、高校生との触れ合い

自己管理能力

- ・管理者によるしつけ(時間管理、身だしなみ等)
- ・調理体験、食事提供(栄養管理、社会性)
- ・おこづかい帳(金銭管理)

自己肯定感

- ・居場所の提供
- ・見守り期待してくれる人の存在



利用者

- ・全ての子供たちの利用を想定(スライダへの配慮)
- ・一部プログラムは保護者も利用可能

日本財団が主体となり、パートナーとなる企業・NPO等の協力を得てプログラムを開発

地域の実情に応じた内容

家でも学校でもない
第三の居場所にて提供

III 子供の未来応援基金

— 管理運営体制 —

概要

寄付金は、日本財団に置く基金として管理。公募方法、選考基準については、国民運動推進事務局で決定。さらに、事務局に「基金事業審査委員会（仮称）」を置き、基金運営の透明性・公平性を確保する。

国民運動推進事務局

【構成】内閣府、文科省、厚労省、日本財団

（業務によって他の主体が加わる可能性あり）

【主な任務】

- ① 基金を含む国民運動事業全体の企画立案及び推進
- ② 基金を含む国民運動事業全体の広報の企画及び実施
- ③ 支援情報の一元的な集約・提供（ポータルサイトの運営等）
- ④ 支援活動とニーズのマッチング事業（マッチングサイトの運営等）
- ⑤ 未来応援ネットワーク事業における公募の実施
- ⑥ 未来応援ネットワーク事業における支援先及び支援内容の選考基準等の作成

日本財団

子供の未来応援基金

未来応援ネットワーク

事業

NPO等が草の根で実施している子供の貧困対策事業に対し、新規事業立ち上げ・基盤強化を目的として資金提供を実施

子供の生きる力を育む モデル拠点事業

行政や支援団体単独では実施困難な施策を、民間の資金・ノウハウを活用し、日本財団が主体となって実施

基金事業審査委員会（仮称）

主に次の事項を審査する。

- ① 未来応援ネットワーク事業による支援先及び支援内容等
- ② 子供の生きる力を育むモデル拠点事業における拠点の設置先

Ⅲ 子供の未来応援基金

— 寄付の方法 —

1. 国民運動ホームページからのアクセス(本資料P11参照)

- ① クレジットカードによる寄付
日本財団のサイトへリンクし、クレジットカードによる寄付が可能
- ② 銀行振り込みによる寄付
日本財団のホームページへリンクし、
銀行振り込みの方は、領収書の発行が可能

2. 身近な金融機関からの直接振り込み

お近くの金融機関からの右専用口座へ直接振り込みも可能

| |
|--------------------|
| 銀行名:三菱東京UFJ銀行 |
| 支店:本店 |
| 預金種別:普通預金 |
| 口座番号:1660800 |
| 口座名:公益財団法人日本財団 |
| 口座名(カナ):サイニッポンサイタン |

◆ 寄付に対する税制上の優遇措置(詳細は日本財団のホームページ参照)

- 個人による寄付: 寄付金は、「税額控除」か「所得控除」のいずれか有利な方を寄付者が選択し、寄付金控除を受けることができる。

(1) 税額控除の計算 (寄付金合計額 - 2,000円) × 40% = 寄付金控除額

(2) 所得控除の計算 (寄付金合計額 - 2,000円) × 所得税率 = 寄付金控除額

(※寄付金合計額や寄付金控除額の限度額については、日本財団ホームページ参照。)

- 法人による寄付: 寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができる。

損金算入限度額 = (資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) ÷ 2

(※資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指す。)

平成 27 年度 児童虐待防止に向けた行動方針

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会

本会は、新たな子ども家庭福祉の推進基盤として、支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、民間の関係団体が連携・協働して対応できるよう子ども・子育てにかかる地域ネットワークを、将来において形成することをめざしている。

今年度の取り組みにおいては、児童虐待防止に重点をおき、関係団体における共通の行動方針を定め、取り組みを呼びかけることとした。

児童虐待にかかる相談件数は、増加の一途をたどり、児童相談所が対応した虐待相談は、2014 年度では 8 万 9 千件に達しようという状況にある。

児童虐待は社会全体が取り組むべき課題であり、国・自治体による虐待防止施策の強化や子育て支援活動の充実はもとより、児童福祉や子育て支援等にかかわる様々な団体や個人が大きな広がりをもって、その予防、発見、早期対応に取り組むことが求められている。

各団体は児童虐待防止における共通の取り組みとして、下記の行動方針について組織内で周知するとともに、それぞれの団体の役割や位置づけ等に応じて取り組み方を検討し、各地域の実情に応じて具体的な行動につなげることとする。

《行動方針》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関係する団体や住民等の連携の強化を図る
2. すべての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する
3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

《具体的方策》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関係する団体や住民等の連携の強化を図る

※児童虐待防止のための取り組みとは、下記「2（1）」にて例示の取り組み等を想定

- (1) 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所、社会的養護関係施設、里親、障害児施設及び子ども・子育て支援活動に取り組むNPO等が連携して児童虐待防止の取り組みについて検討・実施できるよう、各地域の実情に応じて、推進基盤となるプラットフォーム^{注1}機能を設定する。

注1)「プラットフォーム」とは、「皆が乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題を明確にして多様な主体が自発的に対等な立場で参画する協働のあり方を表す。

例) プラットフォーム機能の設定にあたっては、地域の実情に応じて、社協や地域子育て支援センター等が関係団体にプラットフォームの設定を呼びかけ、連携にあたっての連絡・調整を行う担当(者)を定め、連携のための会合を定期的を開催したりするなどの取り組みを行う。

例) 児童虐待問題と密接に関連しているケースが多いDV(ドメスティック・バイオレンス)についても取り組みの視点に入れ、配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援活動に取り組むNPOや男女共同参画センター、その他女性の自助を支援する団体等との連携も視野に入れる。

例) 児童虐待は、家庭の経済的困窮や社会的孤立が要因であることが多く、子どもの貧困の連鎖防止や孤立の防止などの取り組みも求められる。検討にあたっては、こうした課題を抱える家庭への支援についても視野に入れる。

- (2) さまざまな関係団体がそれぞれの領域を超えて、多様な団体とつながり、子育て支援や児童虐待防止等の課題解決に連携・協働して取り組む意識を醸成する。

例) 地域の実情に応じて、取り組みの呼びかけの役割やスーパーバイザーの役割を社協等が担う。

※全国社会福祉協議会は、平成23年度より、新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会を立ち上げ、平成26年度に、「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり～」(新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会報告書)を取りまとめた。同報告書では、小地域における子ども・子育て支援のためのプラットフォームの形成とその機能について解説している。また、各団体等の取り組み事例も掲載している。

同報告書は、全国社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができる。ぜひ、参考にさせていただきたい。

【全国社会福祉協議会ホームページ URL】(報告書掲載ページ)

http://www.shakyo.or.jp/research/20141226_kodomo.html

2. 全ての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する

- (1) 市区町村段階で実施されている子育て支援活動を、関係団体間の連携・協働の中で実施するよう組み直し、多様な団体による重層的な支援を構築し、強化を図る。

- 例) ①子育てサロン
②出張保育
③ファミリーサポート事業
④子育て支援情報の提供
⑤ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)
⑥地域子育て支援センター
⑦障害児相談支援センター
⑧ショートステイ・トワイライトステイ

※例えば、地域の様々な主体が行う「子育てサロン」に保育士が加わり保護者の育児相談に応じたり、地域子育て支援センターにおける相談に児童発達支援センターの専門職（児童指導員等）が参画し、障害のある子どもの保護者の相談に応じたりし、専門性を高める。

- (2) 児童虐待防止推進月間の期間を軸として、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所及び社会的養護施設、障害児相談支援センター等が連携し、子育ての悩みに関する相談窓口を開設するなどの取り組みを通じ、子育て支援活動を展開する。また、恒久的な取り組みに向け検討を行う。

※相談窓口の開設・実施においては、入所施設の24時間体制という特色を活かし、児童福祉施設等が連携して夜間や休日においても途切れない相談受付時間を設定するなどの工夫が考えられる。

※将来的には、相談から問題の解決・支援につなげるなどのワンストップサービス化などの工夫も考えられる。

3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

- (1) 各団体等が実施している住民向けの広報誌等（ホームページを含む）で、児童虐待防止の趣旨・呼びかけなどの広報を行う。

- (2) 児童虐待防止等をテーマとしたセミナー等の行事を開催する。

例) 独自の開催とする方法の他、自治体等が開催する行事に参画し、連携・協働する方法が考えられる。

- (3) 子ども・子育てに関係する団体の先駆的取り組みの紹介を行う。

- (4) 子ども虐待防止の取り組みであるオレンジリボン運動を積極的に推進する。

(5) 住民向けの児童虐待防止の広報・啓発活動を効果的に推進するため、厚生労働省が自治体や関係機関等に活用を呼び掛けているポスター・リーフレット等の啓発媒体を児童福祉施設やその他の民間団体でも活用する。

ポスター等の掲示やリーフレット配布等その活用にあたっては、公共機関に止まらず、子育て家族等が多く利用するような場所（ショッピングモール、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等）も考慮する。

※社会的養護施設に対しては、それぞれの種別協議会を通じてポスター等を送付する。

※また、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び各児童福祉施設種別協議会を通じて、ポスター等の活用依頼を要請する。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育士等確保対策検討会 団体ヒアリング開催される…………… 1
- ・ 潜在保育士の把握と継続的な復職支援について…………… 2
- ・ 平成 28 年度に向けた、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況の動向が明らかに
 ～子ども・子育て会議（第 26 回）、基準検討部会（第 29 回）合同会議開催～…………… 2
- ・ 平成 27 年度 保育三団体協議会実務者会議（第 5 回）開催…………… 3
- ・ 平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 6 回）、実務者会議（第 6 回）開催…………… 3
- ・ 『保育年報 2015～新たな時代の子育て支援と保育を展望する～』を刊行…………… 4

◆保育士等確保対策検討会 団体ヒアリング開催される◆

厚生労働省は、待機児童解消に向け、保育の場の整備が拡大する中で、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士等の確保に関する対策を検討する目的に、「保育士等確保対策検討会」を設置しました（座長：駒村康平慶應義塾大学教授）。

11月9日に第1回検討会が開催され、「当検討会で先行して検討すべき事項（案）」として、次の内容が示されました。

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化
2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

人員配置に関する要件を弾力化して、保育士に限らず、一定の要件のもと柔軟な対応を進めるよう、厚生労働省から提案がされました。

11月16日に開催された第2回検討会の団体ヒアリングにおいて、全国保育協議会からは小島副会長、上村副会長が出席し、11月10



団体ヒアリングに出席した小島副会長、上村副会長

日に開催した常任協議員会でとりまとめた別紙の意見書を基に小島副会長が説明をしました。上記1. の案に対しては現行の緊急的な取り扱いとすべき、2. の案には、一定要件が設定される場合のみ検討の余地があるとし、3. には明確に反対意見を述べています。また、社会福祉施設職員等退職共済制度については、人材確保対策として重要な仕組みであることから、その維持・存続を求めています。

検討会は12月中に2回の開催を予定しており、年内にも、今後の保育士等確保に関する方針を取りまとめる予定です。

第1回、第2回検討会の資料については、以下よりダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=310245>

◆潜在保育士の把握と継続的な復職支援について◆

保育士・保育所支援センター等における離職保育士の把握と再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等、保育士の潜在化を防止し円滑な復職支援を推進することを目的に、国は「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」を定めました。

この要領では、保育士・保育所支援センター（以下、「支援センター等」という）への届け出について、離職した保育士に対して「保育所等を通じて届出を行うように働きかけること」とされています。

詳細については、別紙4の通知本文をご確認ください。

◆平成28年度に向けた、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況の動向が明らかに

～子ども・子育て会議（第26回）、基準検討部会（第29回）合同会議開催～

平成27年10月21日、子ども・子育て会議（第26回）、基準検討部会（第29回）合同会議が開催され、(1)私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について、(2)地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査の2点について、事務局から説明がありました。

各委員からは、子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」・「質の向上」を実現するための、総額1兆円超の財源について、早期に確保されるよう多くの声がありました。

なお、私立幼稚園の移行状況に関する資料については、当日資料では全国集計のみでしたが、翌22日に都道府県別の意向調査結果の資料が公表されました。

当日会議の資料並びに都道府県別の意向調査結果の資料については、以下内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

○子ども・子育て会議（第 26 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 29 回）合同会議

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について（情報提供）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

◆平成 27 年度 保育三団体協議会 実務者会議（第 5 回）開催◆

平成 27 年 10 月 20 日、保育三団体協議会実務者会議（第 5 回）が開催されました。

翌日開催の「子ども・子育て会議（第 26 回）、基準検討部会（第 29 回）合同会議【10 月 21 日】」の資料に係る厚生労働省からの事前説明を受けるとともに、子ども・子育て支援新制度がされて以降、喫緊の課題となっている保育士確保に向けた今後求められる方策等について意見交換を行いました。

また、平成 28 年度予算編成に向けて、既に本年 6 月に、子ども・子育て支援新制度を充実・推進していくための総額 1 兆円超の財源確保が必要な旨を三団体協議会として要望してきたところですが、あらためて保育士確保につなげるための処遇改善の実現に向けた要望活動を行っていくことについて確認し、要望項目の方針について協議しました。

◆平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 6 回）、 実務者会議（第 6 回）開催◆

平成 27 年 11 月 4 日、保育三団体協議会代表者会議（第 6 回）、実務者会議（第 6 回）が開催されました。

平成 28 年度予算編成に向けて、子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」・「質の向上」を実現するための総額 1 兆円超の財源確保についての要望とともに、喫緊の課題である保育士確保について、力点を置いて要望することを協議・確認しました。

「平成 28 年度予算への要望」は、11 月末に政府等への提出を予定するとともに、発出後は本ニュースならびに全保協ホームページに掲載してお知らせいたします。

◆ 『保育年報 2015～新たな時代の子育て支援と保育を 展望する～』 を刊行◆

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度をふまえて「新たな時代の子育て支援と保育を展望する～子ども・子育て支援新制度と保育～」をメインテーマとした『保育年報 2015』を刊行しました。

巻頭論文には社会福祉法人制度改革の議論を進めてきた社会保障審議会福祉部会委員の明治安田生活福祉研究所医療・福祉政策研究部長の松原由美氏より「社会や地域の要請にこたえる保育所・認定こども園の今後の在り方について」と題して、乳幼児をめぐる諸課題への対応策とそのポイントなどについてご執筆いただきました。

あわせて、大妻女子大学教授の阿部和子氏からファミリー・ベースドという考え方に基づく家庭との連携のあり方について整理した「子どもの園生活の充実から家庭の生活へ」、大阪総合保育大学教授の大方美香氏から第三者評価を活用した質の向上の取り組みの意義について解説した「保育の信頼性の向上に向けて」、大阪府立大学教授の山野則子氏から保護者と接する機会の多い保育士ならではの支援のあり方について「気になる子ども、障害のある子どもへの支援」と題した論文をご寄稿いただきました。それぞれの論文のテーマに沿った 2 本の実践に論文執筆者のコメントをふすかたちでより理解を深めることができる構成となっています。

また、資料編では保育制度・施策に関連する資料や保育所等に関するデータ等を掲載しています。

本書は、今後の保育のあり方や方向性などについてご認識を深めていただけるとともに、保育実践、保育研究を進める際にご活用いただける一冊です。

【定価】 2,400 円（税別）【体裁】 A4 判 192 頁

【注文先】 全国社会福祉協議会出版部受注センター

TEL : 049-257-1080 FAX : 049-257-3111

E-mail : zenshakyos@shakyo.or.jp

| | |
|--------------------|-----|
| 第2回 保育士等確保対策検討会 | 資料2 |
| 平成27年11月16日 | |

当検討会で先行して検討すべき事項(案)

保育の担い手確保の検討の方向性

保育の担い手確保に向けた課題と新たな取組

- 保育の担い手確保についてはこれまで様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいく予定であるが、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手確保は喫緊の課題であり、より一層の対応が必要な状況。

※ 本年9月時点で、有効求人倍率は全国で1.85倍、東京都で5.44倍と、昨年同月(全国1.44倍、東京都4.07倍)よりも高くなっている状況。

- このため、保育における労働力需給に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡大するとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)となるよう検討を行うことが必要。

- 具体的には、朝夕の保育士配置の要件弾力化など、保育士要件に係るものについて、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、本年中に先行して検討を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとしてはどうか。

- また、この措置は、待機児童対策による受け皿の拡大が一段落するまで継続して実施することとしてはどうか。

当検討会で先行して検討すべき事項(案)

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

<現行の取扱い>

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育所の保育士の数について、「保育所一につき二人を下ることはできない」とされている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(抄)
(職員)

第三十三条 保育所には、保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

- この保育士最低2人配置要件について、平成27年度においては、地方自治体からの要望を踏まえ、朝夕の時間帯において緊急的に要件の弾力化を行っているところ。

保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について
(平成27年3月19日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)(抄)

3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱い、保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成27年度の間は、朝夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であつて保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なるものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。延長保育の場合についても、同様であること。

- 今年度も地方分権の提案募集の中で要請が来ており、日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)でも検討することとされている。

＜対応方針＞

○ 平成28年度以降については、省令を改正することにより、朝夕の児童が少数である時間帯（延長保育含む）に限り、当分の間、1人は資格を有さない一定の者も活用することとしてはどうか。

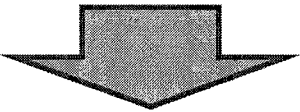
○ 上記の者は、質の確保の観点から、保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修を修了した者、家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとしてはどうか。

＜考え方及び効果＞

○ 保育士の確保が難しく、一日のうち保育士2名体制を遵守した勤務シフト作成等の人事管理が困難な状況の中、児童が少数である時間帯について緊急的に保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

【対応前】

| | 7:00～8:30 | 8:30～17:30 | 17:30～20:00 |
|------|-----------|------------|-------------|
| 保育士A | | | |
| 保育士B | | 16:00 | |
| 保育士C | | | |
| 保育士D | | 11:00 | |



【対応後】

| | 7:00～8:30 | 8:30～17:30 | 17:30～20:00 |
|------|-----------|------------|-------------|
| 保育士A | | | |
| 保育士B | | 16:00 | |
| 保育士C | | | |
| 保育士D | | 11:00 | |
| 無資格E | | | |
| 無資格F | | | |

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

<現行の取扱い>

○ 保育所において、現在は、保育士資格を持つ者が児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」としている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(抄)

附 則 (平成10年厚生省令第51号)
(経過措置)

2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

<対応方針>

○ 看護師等と同じように、当分の間、保育士と近接する職種である幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士とみなすことができることとしてはどうか。

※併せて、幼稚園教諭等について、保育士・保育所支援センターを活用可能とすることなども検討してはどうか。

○ その際、幼稚園教諭の活用は主に3～5歳児、小学校教諭の活用は幼保小接続の観点から主に5歳児、養護教諭の活用は年齢要件を設けないこととし、各教諭あわせて、例えば配置する保育士の3分の1を超えない範囲に限ることとしてはどうか。

○ 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めるとしてはどうか。
また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育に関する研修等を受けることとしてはどうか。

＜考え方及び効果＞

- 保育士の確保が困難な状況の中、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなし、限定的に認めることにより、
- ・幼稚園教諭は3～5歳の教育、小学校教諭は幼保小接続の観点から、多様な者が加わることにより、保育所にとって効果的なものとなることにも、
 - ・事業者の採用及び人員配置の選択肢を増やすことにつながる。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

< 現行の取扱い >

- 保育所において、11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際の職員
の配置基準として定める保育士数(例えば15名)のほかに、一定の保育士数(例えば
15名に追加する3名)の確保を求めている。

※上記を満たさない場合は、指導監査の対象となる。

- この一定の保育士については、公定価格上基本分や加算要件として認めている研修
代替要員や休憩保育士等の加配人員が該当している。

※公定価格上保育士要件を課している加配人員

【基本分単価】

- ① 研修代替要員(保育士等の研修機会を確保するための研修期間における代替要員(年間2日間分))
- ② 年休代替要員(施設職員の休暇取得時における代替職員(年間20日間分))
- ③ 休憩保育士(保育士の1日における休憩時間を確保するための代替要員)
- ④ 保育標準時間認定に係る保育士
(11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応するための加配保育士)

【加算部分】

- ⑤ 主任保育士専任加算による代替保育士
(主任保育士を保育の計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任
させるための代替保育士)

※上記は、認可の際の職員の配置基準として定める保育士のほかに、加配する保育士
(加配人員)として、費用を算定

＜対応方針＞

○ 認可の際の職員の配置基準として定める保育士数(例えば15名)のほかには確保を求める一定の保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等を活用可能としてはどうか。

○ 公定価格上は、研修代替要員や休憩保育士をはじめとする保育所及び地域型保育事業における加配人員要件(延長保育含む)について、当分の間、現場で柔軟に配置可能としてはどうか。

※想定される対象範囲

- ・研修代替要員
- ・年休代替要員
- ・休憩保育士
- ・保育標準時間認定の場合に配置される保育士
- ・主任保育士専任加算による代替保育士

○ 上記の者は、質の確保の観点から、保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修を修了した者、家庭的保育者など、適切な対応が可能なる者に限ることとしてはどうか。

その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととしてはどうか。

○ これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施してはどうか。

＜考え方及び効果＞

- 保育士の確保が困難な状況の中、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ、一定の要件の下、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とすることにより、保育士の勤務シフト等の人事管理を柔軟に行うことを可能にする（その際、日中のコアタイムの保育の質の確保に最大限配慮することが必要）。

保育士等確保対策検討会 第2回の検討項目に対する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会

保育士不足への対応は、要件の緩和ではなく、処遇改善によって保育士有資格者の確保をすすめる方向性とすべきです。

保育士の確保とともに定着に関する課題は「子ども・子育て支援新制度」の施行前後を問わず、非常に切迫した状況です。

待機児童解消加速化プランによる基盤整備が計画値を上回る進度にあって、質の確保を伴ったその担い手が確保できなければ、政府が掲げる「夢をつむぐ子育て支援」の具現にはいたりません。

そのため、保育の質を高め、安心して保育を行うことができる環境・体制を整えるためにも、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する抜本的な処遇改善策を中心とした対策が必要です。

1. 朝夕の保育士配置の要件緩和

現行の取り扱いのまま、緊急的な要件緩和にとどめるべきです。

- 「質の改善」の下に、制度は、手厚い人員配置基準（例：3歳児の20：1→15：1。27年度から加算として実現）を志向する方向性。
- その流れに反し、朝夕に限った配置基準の要件緩和が省令化されて、資格のない者が保育を担うことの拡大につながることは大きな懸念。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

一定の要件の設定がなされる場合に限って、検討の余地があります。

- 乳児保育を行う保育所での、医療的対応をはかるために、看護師の配置基準上の算定がなされているとの理解に立っています。

- また、新制度では、保育士資格のみを有する者と同様に、幼稚園教諭免許のみを保有する者が5年間の期間中に限って、保育教諭となることが可能である特例も運用されているところ。
- 下記の要件の下で適正な運用がはかられることが担保されるのであれば、検討の余地があります。
 - ① 保育を行う上で必要な研修の受講必須
 - ② 人員数の上限の設定
 - 具体的には、検討会の資料で提案されている「配置する保育士の3分の1を超えない範囲」まで多数の水準ではなく、
 - ア) 3～5歳児の配置基準の範囲内で1名の幼稚園教諭、
 - イ) 0～5歳児の配置基準の範囲内で1名の看護師、もしくは養護教諭以上の合計2名までとすること。なお、あわせて期限を限定し、平成31年度までの運用とすべきです。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の緩和

研修代替要員等の人員は、配置基準上の人員であり、保育士の配置が必要です。本項目は、保育士資格を有しない者が保育をできる基準改正につながることから、反対します。

- 検討会資料では、緩和の対象を「保育所及び地域型保育事業における加配人員要件（延長保育含む）について、当分の間、緩和」としており、認定こども園等との基準の差異が生じ、保育の質が担保されません。

4. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続について

保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し、平成29年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が人材確保対策において重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性が後退することのないよう、慎重な対応が必要です。

雇児保発 1009 第 1 号
平成 27 年 10 月 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長

保育士・保育所支援センター等における人材バンク機能を活用した
潜在保育士の把握と継続的な復職支援について

標記について、「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」の 3 の③によりお示ししているところであるが、その実施に当たり、別紙「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」を定めたので、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）を設置している自治体（設置予定の自治体も含む。）におかれては、本事業を積極的に実施されたい。

また、支援センターを設置していない自治体におかれても、本事業は保育士確保の観点からも効果が期待されることから、当該支援センターの設置の有無にかかわらず、都道府県において直接実施するなど、積極的に取り組まれない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
保育課 保育士対策係
TEL :03-5253-1111 (内線 7958)
FAX :03-3595-2674

別紙

保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領

1 概要

保育士の確保を図るため、都道府県及び保育士・保育所支援センター（以下「支援センター等」という。）が離職保育士を把握するとともに、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等以下の業務を行うことにより、当該離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することを目的とする。

- ① 保育所等に対する離職保育士による支援センター等への届出勧奨
- ② 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理
- ③ 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- ④ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

2 具体的な業務内容及び方法等

(1) 保育所等に対する離職保育士による支援センター等への届出勧奨

① 保育所等への働きかけ

支援センター等は、離職保育士の情報について支援センター等への届出を推進するため、管内保育所等に対し、支援センター等についての周知・理解を図り、保育所等を通じて届出を行うよう働きかけること。その際、離職保育士の支援センター等への届出は、保育所等にとっても保育士確保につながるものであることを十分に説明すること。

② 保育関係団体への働きかけ

保育所等への周知・理解を図るに当たり、保育関係団体を通じて行うことも効果的であることから、支援センターを設置している自治体（設置予定の自治体も含む。以下「設置自治体」という。）と連携し、設置自治体管内の保育団体に対し、所属する保育所等への保育所等を通じた支援センター等への届出を行うよう働きかけてもらうこと。

③ 離職保育士への働きかけ

多くの離職保育士の支援センター等への届出を推進するため、保育所等

や保育関係団体の協力の下、保育所等に勤務する保育士に対し、支援センター等による相談支援や就職あっせん等の役割や届出の必要性等について普及啓発を図ること。

(2) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

① 届出された離職保育士の情報

離職保育士の現況の把握や再就職の希望の有無の把握、魅力のある保育所等の求人情報の提供などにより、迅速かつ効果的に再就職に結びつけていくため、できる限り多くの情報を届出するよう離職保育士に依頼すること。

【届出を行う内容】

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・保育士登録番号 ・登録年月日
- ・電話番号 ・電子メールアドレス
- ・就業に関する状況（職歴など）

※以下は任意事項

- ・再就職希望の有無 ・再就職に当たっての希望条件
- ・その他再就職に向けて有効な情報 など

② 届出された離職保育士の情報の管理

離職保育士から届出された情報について、「離職保育士名簿」を作成し、当該名簿を活用して情報発信等を行う。なお、当該名簿には、上記①の離職保育士の情報のほか、離職保育士への現況確認や就職案内を行った事跡等も登載できるようにすること。

(3) 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認

① 離職保育士への現況確認方法

上記(2)の情報を活用し、離職保育士に対し定期的に現況確認を行う。具体的には、離職保育士へ郵送や電子メール等により、下記②に掲げる情報等についての聞き取りを行う。なお、聞き取りに当たっては、離職保育士本人にとっての負担を考慮し、できる限り簡潔に回答ができるよう、選択式による回答とするなど配慮するとともに、郵送確認を行う場合は返信用封筒を同封するなど費用負担が生じないようにすること。

② 離職保育士から聞き取る内容

離職保育士から聞き取る具体的な内容は以下のとおり。

- ・登録事項（氏名や住所、連絡先等）の変更の有無（予定を含む）

- ・ 保育所等への再就職希望の有無（予定を含む）
- ・ 再就職を希望する場合における希望条件 など

③ 聞き取った内容の名簿への登載

上記①により離職保育士から確認後、速やかに「離職保育士名簿」にその情報を登載すること。

(4) 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

- ① 上記（2）及び（3）により整理した「離職保育士名簿」を活用し、保育所等の求人情報や、支援センター等及びハローワークが実施する就職相談会の案内、再就職に向けた実技研修の案内など、離職保育士が復職を希望しやすくするための効果的な情報発信を行うこと。
- ② 上記①の情報発信に当たっては、メールマガジンや郵送など、あらゆる手段により複合的に行うなど、より多くの離職保育士の目に留まるよう工夫すること。

3 留意事項

- (1) 離職保育士から届け出られた個人情報（保育所等を通じて届け出られたものを含む）については、設置自治体における個人情報に係る取扱規定に基づき、適切に管理すること。
- (2) 保育所等を通じて届出を行う場合については、保育所等に対し、支援センター等への届出や現況確認、情報発信に関して、離職保育士に対し十分に説明の上、同意を得るよう説明すること。
- (3) 離職保育士の再就職支援を円滑に行うため、ハローワーク等に対し保育士求人情報を求め、離職保育士へハローワークの利用勧奨をするなど、関係機関との連携を密にすること。
- (4) この取組は、離職保育士だけではなく潜在保育士の再就職支援においても効果的であることから、当該取組を活用し、潜在保育士の掘り起こしを推進すること。

4 その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たっては、市町村や保育関係団体等と連携を密にし、保育士確保に当たること。

事 務 連 絡
平成 27 年 10 月 7 日

各都道府県保育士人材確保担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センター等への積極的な届出勧奨等について

厚生労働省では、潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として保育所等に勤務していない者をいう。以下同じ。）に対する取組として、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）による再就職支援を推進しています。

また、平成 27 年度から、保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）の状況を把握し、円滑な復職支援を推進するため、支援センターに離職保育士の情報の届出を行うことで、定期的な現況確認を行うとともに、求人を行っている保育所に関する情報を発信するなど、再就職支援のための新たな取組を事業化したところです。その詳細については、「保育士・保育所支援センター等における人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な復職支援について」（平成 27 年 10 月 9 日雇児保発 1009 第 1 号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」によりお示ししたところです。

この取組は、離職保育士の支援センター等への届出が必要不可欠であることから、別添事務連絡を貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に送付いただくとともに、所管する保育所等へ離職保育士の情報について支援センター等への積極的な届出勧奨を働きかけていただきますようお願いいたします。

また、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大に伴い、平成 28 年度に向けてますます保育士の確保が困難となる状況が見込まれることを踏まえ、下記を参照の上、積極的な保育士確保に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

都道府県においては、管内保育所等において必要となる保育士を確保し、円滑に保育所等の運営が行えるよう、保育関係団体等の関係機関に働きかけを行うほか、以下による呼びかけを行うなど、積極的な保育士確保に努めていただきたい。

(1) 公立保育所OG・OBへの呼びかけ

例えば、近年退職した公立保育所の園長などに支援センター等への届出について積極的に呼びかけること。

(2) 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ

指定保育士養成施設の卒業（予定）者であって保育所等に就職（内定）していない者の保育所等への就職促進を図るため、指定保育士養成施設に対し、卒業（予定）者に対し呼びかけるよう、働きかけを行うこと。

(3) 保育士の確保が困難な状況にある保育所等への働きかけ

管内の市町村において、保育士の確保が困難な状況にある保育所等を把握している場合は、当該保育所等の情報について市町村、支援センター、ハローワーク等と連携し、積極的に求人充足に向けた取組を行うこと。

また、保育所等に対し、保育士の確保が困難な状況にある場合であって、支援センターやハローワークに求人登録をしていない場合は、速やかに求人登録を行うよう働きかけをすること。

(4) その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たり、当課より保育関係団体に対し、別途依頼を行っているので、保育関係団体と連携を密にし、保育士確保に当たること。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

保育課 保育士対策係

TEL :03-5253-1111 (内線 7958)

FAX :03-3595-2674

事 務 連 絡
平成27年10月7日

各市町村保育担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センター等への積極的な届出勧奨等について

厚生労働省では、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）により保育の受け皿の拡大を図る中、本年1月に公表した「保育士確保プラン」により、保育士確保に取り組んでいます。

このうち、潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として保育所等に勤務していない者をいう。以下同じ。）に対する取組として、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）による再就職支援を行っているところですが、平成27年度から、保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）の状況を把握し、円滑な復職支援を推進するため、支援センターに離職保育士の情報の届出を行うことで、定期的な現況確認を行うとともに、求人を行っている保育所等に関する情報を発信するなど、再就職支援のための新たな取組を事業化したところです。

この取組は、離職保育士の支援センター等への届出が必要不可欠であることから、貴市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、下記により、管内保育所等に対し、離職保育士の情報について支援センター等への積極的な届出勧奨を働きかけていただきますようお願いいたします。

また、加速化プランによる保育の受け皿の拡大に伴い、平成28年度に向けてますます保育士が不足する状況が見込まれることを踏まえ、下記を参照の上、積極的な保育士確保に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 保育士・保育所支援センター等における離職保育士の届出勧奨について

支援センター等において、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等を行うことにより、当該離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することとしている。

については、市町村においては、以下により離職保育士や保育所等に対し支援センター等へ届出を行うよう働きかけを行うこと。

(1) 離職保育士情報の支援センター等への届出勧奨

① 保育所等への働きかけ

市町村は、管内保育所等に対し、支援センター等についての周知・理解を図り、保育所等を通じて届出を行うよう働きかけを行うこと。その際、離職保育士の支援センター等への届出は、保育所等にとっても保育士確保につながるものであることを十分に説明すること

② 保育関係団体への働きかけ

保育所等への周知・理解を図るに当たり、保育関係団体を通じて行うことも効果的であることから、支援センター等を設置する自治体（以下「設置自治体」という。）と連携し、設置自治体管内の保育関係団体に対し、所属する保育所等への働きかけを依頼すること。

③ 離職保育士への働きかけ

多くの離職保育士の支援センター等への届出を推進するため、保育所等や保育関係団体の協力の下、離職保育士のほか、保育所等に勤務する保育士に対しても、支援センター等による相談支援や就職あっせん等の役割や登録の必要性等について広く周知すること。

(2) 離職保育士から届出された離職保育士の情報

離職保育士の現況や再就職の希望の有無の把握、魅力のある保育所等の求人情報の提供などにより、迅速かつ効果的に再就職に結びつけていくため、できる限り多くの情報を届出するよう離職保育士に働きかけを行うこと。

【届出を行う内容】

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・保育士登録番号 ・登録年月日
- ・電話番号 ・電子メールアドレス ・就業に関する状況（職歴など）

※以下は任意事項

- ・再就職希望の有無
- ・再就職に当たっての希望条件
- ・その他再就職に向けて有効な情報 など

(3) 留意事項

- ① 保育所等を通じて届出を行う場合については、保育所等に対し、支援センター等への届出や現況確認、情報発信に関して、離職保育士に対し十分に説明の上、同意を得るよう説明すること。
- ② この取組は、離職保育士だけではなく潜在保育士の再就職支援においても効果的であることから、当該取組を活用して潜在保育士の掘り起こしを推進すること。

2 保育所等における保育士確保のための各方面への働きかけ

市町村においては、管内保育所等において必要となる保育士を確保し、円滑に保育所運営が行えるよう、保育関係団体等の関係機関に働きかけを行うほか、以下による呼びかけ等を行うなど、積極的な保育士確保に努めること。

(1) 公立保育所OG・OBへの呼びかけ

例えば、近年退職した公立保育所の園長などに、支援センター等への届出について積極的に呼びかけること。

(2) 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ

指定保育士養成施設の卒業（予定）者であって保育所等に就職（内定）していない者の保育所等への就職促進を図るため、指定保育士養成施設に対し、卒業（予定）者に対し呼びかけていただくよう、働きかけを行うこと。

(3) 保育士の確保が困難な状況にある保育所等への働きかけ

市町村において、保育士の確保が困難な状況にある保育所等を把握している場合は、当該保育所等の情報について都道府県や支援センター、ハローワーク等と連携し、積極的に求人充足に向けた取組を行うこと。

また、管内保育所等に対し、保育士の確保が困難な状況にある場合であって、支援センター等やハローワークに求人登録をしていない場合は、速やかに求人登録を行うよう働きかけをすること。

3 その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たり、当課より保育関係団体に対し、別途依頼を行っているので、都道府県や保育関係団体と連携を密にし、保育士確保に当たること。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

保育課 保育士対策係

TEL :03-5253-1111 (内線 7958)

FAX :03-3595-2674